

1. 議事日程（平成27年第3回北広島町議会定例会）

平成27年9月10日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|---------|--|
| 大 林 正 行 | マイナンバー制度の疑問点を問う |
| 柿 原 徳 則 | 職員の町内移住について 民間手法の活用状況について |
| 中 村 勝 義 | 有害鳥獣対策の基軸にハンター育成を 地方創生元年 その認識と課題は |
| 梅 尾 泰 文 | 年金と生活保護に光を！ |
| 真 倉 和 之 | ふる里納税の現状と民間資金の導入について 町民の健康管理への取組みについて |
| 美 濃 孝 二 | 草刈り支援制度の創設を提案する 国の「地方創生」策は地域再生につながるのか |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| 1 番 真 倉 和 之 | 2 番 中 田 節 雄 | 3 番 久 茂 谷 美 保 之 |
| 4 番 藤 堂 修 壮 | 5 番 梅 尾 泰 文 | 6 番 森 脇 誠 悟 |
| 7 番 柿 原 徳 則 | 8 番 室 坂 光 治 | 9 番 中 村 勝 義 |
| 10 番 伊 藤 久 幸 | 11 番 浜 田 芳 晴 | 12 番 藤 井 勝 丸 |
| 13 番 蔵 升 芳 信 | 14 番 田 村 忠 紘 | 15 番 美 濃 孝 二 |
| 16 番 大 林 正 行 | 17 番 宮 本 裕 之 | 18 番 加 計 雅 章 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|---------------|----------------|---------------|
| 町 長 箕 野 博 司 | 副 町 長 空 田 賢 治 | 教 育 長 池 田 庄 策 |
| 芸北支所長 成 瀬 哲 彦 | 大朝支所長 齋 藤 幸 司 | 豊平支所長 多 川 信 之 |
| 危機管理監 松 浦 誠 | 総務課長 古 川 達 也 | 財政課長 信 上 英 昭 |
| 企画課長 山 根 秀 紀 | 税務課長 畑 田 正 法 | 福祉課長 清 見 宣 正 |
| 保健課長 多 田 誠 子 | 農林課長 藤 浦 直 人 | 建設課長 砂 田 寿 紀 |
| 町民課長 輪 田 孔 俊 | 上下水道課長 清 水 繁 昭 | 消 防 長 田 辺 弘 司 |

学校教育課長 石坪隆雄 生涯学習課長 佐々木直彦 商工観光課長 隅田好則
会計管理者 三宅正登 国土調査事務所長 石川 斎 豊平病院事務部長 佐々木靖志

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐伯孝之 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（加計雅章） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分以内で、質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。通告を受けておりますので、16番、大林議員の発言を許します。

○16番（大林正行） 16番、大林正行でございます。通告しておりますマイナンバー制度の疑問点について質問いたします。毎日のようにマスコミによって報道されております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称、マイナンバー法といわれておりますけれども、これが施行されました。これによりまして、住民票を有する住民一人一人に12桁の番号を付与し、社会保障と税金などの業務に活用するマイナンバー個人番号制度が導入されることになりました。しかし内閣府が行いましたマイナンバーに関する世論調査でも、内容を知らないという回答が56%でありますように、半分以上の住民の間では、マイナンバー制度の仕組みがよくわからない、自分の大事な情報が漏れるのではないかなど疑問と不安がございます。そこで、次の具体的な疑問点について質問いたします。まず、マイナンバーは、町長が指定することになっておりますが、どのような方法で個人個人の番号を決定するのでしょうか、伺います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは町民課のほうから回答させていただきます。個人番号カード、通知カード関連業務につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定によりまして、町長から地方公共団体情報システム機構への省令上の委託となっております。町長は、新たに住民票コードを記載した場合、住民票コードを用いて個人番号とする番号の生成を地方公共団体情報システム機構に通知し、地方公共団体情報シス

テム機構は、他のいずれの個人番号とも異なり、住民票コードを返還して得られるものであり、住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知するというようになっております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 町長が具体的に個人番号を決定するのではなくて、住民票コードに基づいて、今申し上げられました地方公共団体情報システム機構がつくるということで、ランダムな形になるということだと思います。それで12桁の番号が個人個人に振られるわけですが、すけれども、なかなか12桁長くて覚えられません。それで自分の希望する番号がもらえるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 先ほどお答えしたように、住民票コードから番号をつくるということでもございますし、それと、他のいずれの個人番号とも異なるということが必要になってくるということですので、希望の番号をもらうことはできません。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） これは政府のほうで決められた番号が強制的に配付されるということだと思います。そういうことでは、住民基本台帳コードで振られるので、これは家族のを見てみますと、やっぱり連番にはなっていないので、家族間でも連番にはならないということではないのかどうか。それと、このマイナンバーが周知されるわけですが、すけれども、いつから、どのような方法で、各個人に通知がされるのか伺います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 住民票コードから12桁の個人番号が生成されるということですので、それはシステムの的に生成されるということになりますので、全てばらばらということになります。それと番号通知カードというのが10月5日以降、それぞれのご家庭のほうに簡易書留で送られるということになります。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 簡易書留で、各世帯ごとに送付がされるということだと思いますけれども、これの印刷であるとか、袋詰めであるとか、発送業務というのは町がされるのか、それとも先ほどの地方公共団体情報システム機構がされるのか、伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 発送につきましても、地方公共団体情報システムに委託いたします。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 全国一本で、その機構から発送されるということになりますと、10月5日以降、まず、いつ現在の住民票でされるのかという、私、10月5日現在の住民票に基づいてコード、番号を振られるというふうに思っているんですけども、それでいいのかどうか。それと、全国1本でやられますと相当な莫大な作業量、1億3000万人分ということになりますので、それが一遍に、例えば北広島町の町民はある一定の期間内に配達されるのか、それとも、今、以降と言われましたので、12月までに配付されるのか、その辺の見通しを伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） まず、配達の時期でございますけれども、これは実際いつごろになるか

というのは、今の時点ではちょっとわからないと。ですから、確かに言われるように、全国一斉に配達するということになりまして時間もかかるということになりますから、ある一定の期間において、この北広島町の住民の方に配達されるという形になるのではないかと思います。いつということは今の段階ではわからないということでございます。それと、いつの時点での情報かということになりますけれども、これは、生成して、またそのカードを作るということに対しても時間もかかるということですので、ある一定の時期のデータが一度地方公共団体情報システムのほうに送り、それから、その後の異動があったものをまた送ってという形になって、最終的には、最新の情報での通知という形になるというふうには思っております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） いろいろ届くかわからないということでありましてけれども、いつまでには完了するというようなことが来ているのかどうかを伺いたいと思います。それと、住民票のある住所に送付されるということでありましてけれども、住民票を移さないままどこかへ行つてると。例えば施設に入つてるとか、DVでちょっと住所隠さなあかんと。そういうのがあると思うんですけども、そういう方には届きませんよね。カードが。そういったとき、それは今の機構に返ってくるのか、町のほうへ返ってくるのか。そして返ってきたものをどのように確実に届けたいと思いません。そうしないと、これから各種の届け出をするときに、そのカードがないと事務処理ができないということがありますので、その2つ、カードの2つに対してはどのような対応を考えてらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 確かに住民票の異動がない状態で病院へ入院されているようなケースとか、施設に入つてらっしゃるようなケースも想定はされます。そういう場合の方については、今、その方から申請をしていただければ、現在の実際住んでらっしゃる、例えば病院へ通知をお送りするというのも可能でございますので、今そういう手続を今月の25日までに申請をしていただきたいというふうにしております。ですから、既に施設のほうから、そういう問い合わせ等も入ってきております。それと、そういうケースでない場合、その場合は、町のほうに、その通知は返ってくるということになります。ですから、その場合、どのようにしていくかというところでございますけれども、ある程度の期間は、町のほうで確認するというのもございますし、あとは、例えばひとり暮らしというようなケースですと、ご家族の方が来られて、そのご家族との関係の確認ができた場合は、家族の方にその通知をお渡しするというようなことも考えて可能だというふうになっております。ただ、一番問題なのは、そういう方がいらっしゃらないケースで、実際今どちらのほうに住んでらっしゃるかわからないというような方も実際にはあるのではないかと思いますので、そういう方についてのどのようにしていくかというのが、今からどのように取り組んでいくかというのが大きな課題というふうには思っております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 住所以外のところへ送ってほしい人は届け出を今受け付けているということでございますけれども、今までに大体何件ぐらい来ているのかということと、やはり届かなかったカードは町へ返ってきて、その後処理といいますか、各自に届ける作業は町のほうでということで、相当大変な作業になるのではないかと思いますので、やはり、いつまでにその機構が送るのを完了するかというのは非常に大事だと思うんです。そうしないと、役場も今厳しい

仕事をされておりますので、そこらが年末に集中すると大変だと思いますので、そこらは、これは質問ではありませんけれども、なるべく早く送付を完了するようなことを言っていただけたらと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 通知カードの配達といたしますか、それはできれば11月の中旬ぐらいまでにはできれば一番いいのかなというふうには思いますけれども、ただ、これはいわゆる郵便局の方が配達をしていただくという中で、簡易書留という形になりますので、配達すればいいという形でなくて、確実に相手に渡るといふところが必要になってくるということになると、どうしても日中いらっしゃらない方というのも相当数いらっしゃるといふことになれば、なかなかご本人さんにお渡しするということもちょっと時間がかかるのかなというふうには思いません。それと、実際配達ができないカードの対応については、実際のところは、まだ、この辺の具体的な、こういうような方法をとってというところは来ておりませんので、その辺のところでは、できるだけ通知カードがご本人さんのほうに渡るように、町としても取り組んでいきたいというふうには思っております。申請数について、今ちょっとまだ把握しておりません。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） マイナンバー制度が導入されます一番の不安といたしますのは、やはり情報漏えいの問題だろうと思います。先般も日本年金機構から125万件の年金情報が流出して大きな問題になっております。特にマイナンバーが導入されますと、番号がつけられた全ての個人情報が入る式に漏れるのではないかと、そういうような不安があります。もし、マイナンバーが他人に漏れたら、どのような問題が起こるのか、伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 国へ照会といたしますか、Q&Aというのもございますが、1点あるのは、それぞれの方のデータというのは、今の状態、分散管理ということでございます。ですから、それぞれ現在お持ちのところデータ管理をします。これは、今後もそのままそれぞれがデータ管理するというので、そのことで漏れて、直ちに悪用ということではできないというような回答がございました。しかしながら、マイナンバーの利用については、現状では、行政手続以外に使用できないということでございますので、このことにつきましては、町民の方に十分理解していただくことが、いわゆるなりすましや情報を搾取されることも防ぐということにはつながるといふふうには考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 情報は分散管理をしておるので、芋づる式には漏れることはないということでもありますけれども、やはり全ての情報でなくても1つの情報でも漏れたらいけないということで、私が質問したのは、自分の番号が他人に知らただけで、何か自分に対して不利益なことが起こる可能性があるのかどうかということでもあります。だから、常に人に見せないようにしておかなければいけないのか、見られただけでは、そういった情報漏えい等には即つながらないということかどうかということと、それと関連しますけれども、紛失したり盗難したりして、自分の番号が他人に漏れたときに、申請すれば、その番号を変更してもらえるのかどうかという2点について伺います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 通知カードには個人番号が記載してありますけれども、その通知カード

そのものだけでは全く利用できないと。ですから、その通知カードの場合ですと、それともう一つ身分証明書になるもの、写真つき免許証等が必要になってくると。そうすると、通知カードと免許証の名前等が一致してないと本人ではないというような形になります。それと、今度は個人番号カードということになりますと、その個人番号カードを交付するときに、さきに言った通知カードと本人さんの顔写真、個人番号カードには顔写真が付きましますので、それと見比べていくと、その個人番号カードを交付するときに通知カードと身分証明書、いわゆる写真、免許証なりで確認するということになりますから、そこで写真が一緒かどうかというところで、本人であるという確認をするという形になっておりますので、その個人の番号がすぐ、例えばほかの方に知られたとしても、それを使って、すぐにこういうことができますよということはないというふうに考えております。カードの紛失とか盗難という形の中で、不正に用いられるおそれがあると認められた場合には、本人の請求または職権で個人番号の変更は可能でございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 単純に番号だけが知られても即問題はないという、おそれはないというふうに受けとめたんですけれども、それから、もしおそれがあれば番号の変更も可能であるということのように受けとめました。それでマイナンバーの管理、我々は自分のしか知りませんけれども、役場では、全町民の番号、もちろん把握されておりますけれども、そのマイナンバーの管理はどのようにされるのか。それから、年金機構でもありましたように、悪意の攻撃型のサイバーで攻撃されたりしますと、情報漏えい等もありますけれども、マイナンバーの導入によって、その辺の危険性も増えたんじゃないかというふうに考えますので、その対策についてはどのように考えてらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） マイナンバーの管理というところでございますけれども、制度面の保護措置としましては、法律に規定のあるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり保管したりすることを禁止しております。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視監督を行います。本町では、情報漏えい対策として、国の指導に基づき、情報の保護、情報の漏えい等に迅速に対応する仕組みの設置、それと最高情報セキュリティー責任者の任命による情報漏えい対策を講じることとしております。さらに推奨されるセキュリティー装置の導入を検討するほか、人為的情報漏えいの防止のため、研修会を行い、情報を取り扱う職員の意識向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 仕組みづくりと責任者も配置する、また研修もされるということでありまます。今の責任者ですけれども、システム的にやはりガードをかけないといけないということで、専任のシステム担当者等配置するような考えがあるのかどうか、大都市においては、そういったことを配置されて万全を期しているというふうに聞いておりますけれども、本町においてはどのようにされているのか。それから、マイナンバー導入に対しまして、システムの改修、今、政府のほうからも指導が来ていると言われましたけれども、システム的に情報漏えいがされないような仕組みと申しますか、改修は既にされているのか、これからされるのか、伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 情報セキュリティについては、総務課のほうからご答弁させていただきます。まず、マイナンバーのシステムですけれども、通常、役場で使っておりますシステムですが、大きく分けて2つの体系に分かれております。マイナンバーを扱うシステムは基幹系のネットワーク、こちらのシステムに属しております。それからもう1つは、情報系のネットワークシステム、この2つのシステムを主に使っております。マイナンバーシステムにつきましては、基幹系ネットワークでございますので、このネットワークは、インターネットには接続をされておられません。切り離されております。情報系のシステムは、通常、職員が使用文章の作成であったり、メールの交換であったりといったシステムですけれども、こちらはネットワークに接続をされております。マイナンバーを扱う基幹系のシステムは、これとは遮断をされておりますので、基本的にはインターネット上で攻撃をされるということはないというふうには考えております。情報漏出は考えられない、つながっていませんので、考えられないと思っております。また、情報セキュリティの面で言いますと、先ほど町民課長のほうから説明がありましたセキュリティインシデント、そういった機器に対しての組織構成ですけれども、まず、CIO、最高責任者については副町長を当てております。それから統括情報セキュリティ責任者、これは総務課長が当たっております。それから総務課の中の情報電算系の職員が通常シーサートと言いますけれども、先ほどありました情報の保護、情報の漏えい等に迅速に対応する仕組み、そういった組織に属するということで、国のほうには登録をさせていただいております。また、第三者機関の監視の委員会というお話がありましたけれども、マイナンバーを扱う事務事業につきましては、評価書を提出いたしまして、それを公表するというになっております。インターネット上で誰でも閲覧ができます。こういった行為を行いまして、この業務についてはマイナンバーを扱いますということで公表させていただいております。本町においても、今現在、その公表作業を進めております。既に公表しているものもございまして、これから公表していくものもございまして、また、人為的なセキュリティの面ですけれども、今後、職員全員を対象にいたしました研修会、また年金機構でありましたようなメールによって感染するといった事象に対する試験的なそういった訓練というものも今検討して行うこととしております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） セキュリティ対策については万全を期しているということでありまして、マイナンバーは基幹系にしか入れてないということで、インターネットがつながってないので、大丈夫だということですが、もちろんご存じだと思いますが、年金機構の場合もそうされていたのが実際に個人のパソコンにそのデータを取り込んで作業していたために、それがサイバー攻撃に遭ったということもあります。そういったことも含めて、これから全職員対象の研修をされるということだと思いますので、ぜひ、町民の皆さんが安心して任せられるといいですか、このマイナンバーの導入に協力できるような体制を組んでいただきたいと思います。次でございますけれども、マイナンバーの利用範囲については、先ほど、公表するというものでありましたが、最初は税と社会保障と災害、この3分野からスタートいたしますけれども、具体的に、町民の立場から見て、こういう場合にマイナンバーの提示が必要なんだと、そういった業務を教えていただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） マイナンバーを利用する業務の範囲ということでございますけれども、マイナンバーの主な利用範囲というのは、マイナンバー法の中に規定された社会保障、税、災害対策の3分野の中で、法により定められた行政手続にしか原則として利用できないと。このほか、市町村がマイナンバーを独自に利用したい場合には、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務であれば、条例に定めることで利用可能とされております。社会保障では、年金、医療、介護、生活保護、児童手当、税関係では税務署等に提出書類の記載など、災害対策では、被災者生活再建支援金の支給等になるということでございます。具体的にということになりますと、児童手当とか児童扶養手当とか、そういう申請等に使われるということがございますし、今回の改正で、新規に証券口座を開く場合にも提示を行うというようなことも決まってるというふうになっております。あとは、29年の確定申告はマイナンバーは記入するというような形になると思います。ですから、ただ、マイナンバーの中にはたくさん業務が入っておりますので、そのところが施行期日といいますか、実際にそれを使われるのがいろんな業務によって違うというところがあるので、非常にわかりにくいところがあるんですけど、今言ったような部分は、28年の1月1日から記載といいますか、提示を求められるという業務というふうに思っております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 非常に利用される業務は多岐にわたるということでございます。また、これの改正法が国会に出ておりましたけれども、9月の3日に衆議院本会議で可決されました。それによって、今までの法律にプラス預金口座であるとか、先ほどの証券の口座開設、あとメタボなどの特定健診とか予防接種、それらにも使われるということでもあります。それで金融機関に口座を開くときにもマイナンバーの提示が、即はないと思いますけれども、今後求められるというふうに聞いておりますけれども、これから税務調査であるとか、保健課でも介護の関係で、その方の申請者の預金状況調べなさいとか、そういったこともありましたけれども、こういったことにも、これから使っていくのかどうか伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 銀行等の金融機関でもマイナンバーが必要になるかというところでございますけれども、先ほど回答させていただきました証券口座の開設等を除いて、金融機関でのマイナンバーの提示というのは求められないと、一応3年後からは提示をしてくださいということはあるんですが、これは任意であるということでございますので、提示したくないという場合はしなくてもいいという形になるというふうな改正でございます。あと、先ほど言われたように、社会保障制度の資力調査等に、このマイナンバーは利用されるということで、今までよりも資力調査、預金等がどの程度あるかとかいうようなことの調査は、今までよりも簡単といいますか、これをマイナンバーを使うことによって効率的にできます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 金融機関の金融情報、金融資産情報についても町としては知ることができるといことでありますけれども、マイナンバーが入りますと、3年後ぐらいから、もう少ししますと、多分これも義務化されるというふうに思います。そうしないとあまり意味がないということでもありますので、ぜひ、やはり隠そうということではなくても、自分の情報が丸裸というのは何か不安な面もあると思いますので、ぜひ厳格な運用をお願いをしたいと思います。それから、マイナンバー今回導入されるわけですが、この導入費用、これは幾らぐらい

なのか、それから、それは財源なんですけれども、町の持ち出しもあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） マイナンバー導入に係る費用でございますけれども、平成26年度につきましては、合計として506万9880円となっております。その内訳でございますが、補助金が363万1000円、町の財源として143万8880円となっております。平成27年度でございますが、これは予算ベースでございますが、合計で3945万9700円、そのうち補助金が3143万1000円、一般財源、町分が802万8700円となっております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 次の質問でございますけれども、現行の住民基本台帳カードというのがあります。私ももらっておりますけれども、これと、これから新しく、来年1月から発行されます個人番号カードとの関係はどのようになるのでしょうか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 現行の住民基本台帳カードと個人カードの関係ということでございますが、住民基本台帳カードは、平成28年1月1日をもちまして新規発行は停止になります。今後は個人番号カードとなります。しかし、住民基本台帳カードは取得から10年間有効期限があるということですから、平成28年1月以降も有効期限がある場合は、期限まで利用することができます。ただ、個人認証等については、また有効期限がそのうちのまた何年かという形になっておりますので、そこで使われるのは、その期限までという形になります。ただ、身分証明書としての利用であれば、そのカードの有効期限までは、それを使うことができるということでございます。有効期限前に個人番号カードを希望された場合は、個人番号カード取得時点から廃止ということで、住民基本台帳カードは返還していただくという形になります。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 2つのカードは併用といいますか、両方持つことはできないということがあります。それから、個人番号カードが来年1月から発行されますけれども、これの手数料いくらか聞こうと思っておりましたが、この議会に条例案が出しておられます。この条例案見ますと、通知カード、これは全員に、これから10月から配布されるものでございますが、再交付が500円、それから個人番号カードの初回交付は無料で、再交付については800円ということであります。今までありました住民基本台帳カードは、交付が500円でした。今度800円になってます。なぜ高くなったのか、その根拠を教えてください。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 現在の住民基本台帳カードの手数料は500円でございますけれども、実際に、その発行する経費は1000円以上かかっております。ということもございまして、実際にかかる経費といいますか、それに見合うという形で、今回は、県内の他の自治体等の状況等もいろいろ調べさせていただきまして、再交付に関しては、個人番号カードにつきましては800円という形にさせていただいたというところでございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 原価がかかっているからということのようでございますが、そういうことであれば、安くすれば税金からの負担になりますので、やむを得ないのではないかと思います。それから個人番号カードでございますが、eタックスなどに利用します電子証明としても利用

できるのかどうか。それから電子証明としての有効期限は何年になるのか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 今回の個人番号カードも電子証明として利用できます。その有効期限につきましては、まだちょっと確定はしてないということで、5年ぐらいになるのではないかと  
いうふうに情報が入っておりますけども、そこはまだ最終的に何年というところは決まってい  
ないというふうに理解しております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） この個人番号カードというのは来年の1月から希望者に対して交付される  
ということですが、交付する場所は、本所に加えて支所も可能なかどうか。それか  
ら、1月からということですので、どの程度の方が希望されるかわかりませんが、申し  
込みが集中したときの窓口の混雑対策、そういったことも考えておられるかどうか、お伺い  
します。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 個人番号カードにつきましては、これはあくまでも申請をされた方に  
のみ交付するという形になりますけれども、実際問題として、どの程度の方が申請をされるか  
という予測はできてないということで、今の住民基本台帳カードについては、手続的なものは本  
庁のほうで全てやっておりますけれども、今回の個人番号カードについては、その辺、無料で  
交付ができるということもございまして、各支所でも手続ができるように今考えておりま  
す。ただ、個人番号カードの住所がそれぞれの支所の住所の方は支所に行ってください、手  
続をしていただくというような形を取らせていただきたいなというふうに思っております。で  
ないと、本庁に来ていただいても、カードは、支所のほうに、もう送ってますよというような  
形になっては二重に来ていただくような形になりますので、住所が旧町にある場合は、それぞ  
れの支所において、個人番号の交付をしていただきたいという形で、これはまたそういうこと  
についての周知は図っていきたいと思っております、そういう本庁と支所で対応したいというふう  
に考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 個人番号カードの交付は、支所でも可能であるということと、できるだけ  
かどうか、旧町単位のところへ申し込んでほしいというふうに受けとめております。それから、  
マイナンバー制度を導入するわけでありまして、これはどのようなメリットがあるのか、  
町民の方も、何のメリットがあるんだろうかという声をよく聞きます。そこで、町としては、  
メリットについてどのように考えてらっしゃるのか。行政の立場、それから我々住民の立場か  
ら、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） マイナンバー制度の導入メリットということでございまして、行政  
サイドから言いますと、個人番号及び法人番号の導入によりまして、特定の個人及び法人に  
関する正確な情報が迅速に得られるというような形になって、行政事務の効率化が図られると  
いうふうに考えております。それと住民の方につきましては、一番メリットといいますのは、  
いろんな申請の際に添付書類というのが必要になってくるということもございまして、  
例えば住民票とか所得証明書等が不要になるということもございまして、各種手続の負担軽  
減のところや本人確認の簡便化というのが図られるというふうに思っております。端的に

言いますと、児童手当の場合ですと、誕生月の関係でいえば、2カ年分の所得証明書を取ってきていただく必要があるというようなことがございますけれども、そういうものが本人さんでなくて、行政のほうでできるということがございますので、そういう面であれば、その手数料も要らなくなるということで、税務署なりに行くことも必要なくなるということであれば、そういう面というメリットは十分あるというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 町民にとりましても、添付書類の不要であるとか、そういったものをとるための経費も要らないということでもあります。また行政においては、行政事務が効率化することでもありますけれども、本町においても、この導入によって人員削減であるとか、経費の削減、これにつながるのかどうか、そこらどのように考えてらっしゃるのか。それから、削減効果があるとすれば、どの程度を想定されているのか伺って、最後の質問にしたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 現時点で、この制度の導入によって人員の削減等が図れるかどうか、それと効率化による経費の削減というのが、どの程度になるかというのは、残念ながら、現時点ではちょっと把握できないという状況でございます。ですから、ちょっとわからないということでございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 効率化につながると言われて、わからないというのもあれなんですけども、ぜひ、導入に際しては相当な事務負担が増えるだろうと思っておりますけれども、安定的になっていけば、効率化はやはり図られる。そういった意味がなければ導入するメリットも薄いのではないかと思いますので、ぜひその辺も加味しながら、この導入事務も進めていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） ご質問の中に、住所地以外に送付の希望の申請件数が現時点どの程度あるかというご質問があったと思っておりますけれども、現在18件申請が出ているというところでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） これで大林議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。11時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 50分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、7番、柿原議員。

○7番（柿原徳則） 7番、柿原徳則でございます。よろしくお願ひいたします。さきに通告して

おります、職員の町内移住対策、民間手法の活用状況等の2点について質問させていただきます。職員の町内移住対策について、町民は地域を残そうとして必死に頑張っております。行政も自治体規模を維持するため、税金で住宅をつくったり諸施策を講じています。そうした中で、我が町の職員でありながら、町内に移住してない職員がおります。もろもろのいろんな理由があると思いますけども、非常に残念であるというように思っています。町では、もちろん消費税交付金なども大きな影響を与えているのではないかとこのように思っております。そこで質問に入らせていただきます。町内移住の職員は現在何人おるのか。全職員に対して、それが何%に当たるのかお聞きしたいと思います。もう一つは、他の市町村の実態はどういう状況になっているのか、わかれば教えていただきたいというように思います。よろしくお願ひします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） まず、町外移住ということでございますけれども、移住した、町内から町外に移住したという数字は把握できておりません。町外に在住しておる職員、まず、平成27年4月1日の全職員数が349人、このうち北広島町外に在住しております職員数は63人でございます。パーセンテージで言いますと、18%ということになっております。他の市町については把握できておりません。以上でございます。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 約2割ということでございますけれども、他の市町村調べてないということもございますけども、ぜひとも、そこらと比較して、どういう手を打ったのかということも調べていただきたいというふうに思っております。次に、2番目ですけれども、移住者の通勤手当、あるいは住宅手当、こういうものは出していると思うんですけども、町内から通っている職員との差はあるのかということお聞きしたいと思います。住宅手当は一律だろうと思うんですけども、通勤手当は最高限度額で設定されているのではないかとこのように思うんですけども、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 済みません、数字のほう用意できておりませんが、町内、町外というふうな区分けはございません。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 通勤手当の最高限度額も決まってないんですか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 申しわけございません。通告受けておりませんので、用意はしてないんですけども、最高限度額のほうは、後のほうで確認をさせていただきます。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 次に移りますけれども、移住者は、今63人ということでお聞きしたんですけども、その方たちは、ふるさと納税をされているんですか。それが何名ぐらいおるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） ふるさと納税、ふるさと寄附の状況ですけども、町外職員、現在2名寄附しております。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 2名ということで、少ないということでございますけども、もうちょっと担

当課として、そういうところお願いしてもいいんじゃないかというように思いますけども、次に移りますけども、町外移住者に対して、どうして今町内に住めないのか、あるいは、そういうアンケートなりを実施して、実際、町外移住者の要因とか、何で住まないのか、そういう理由を把握しているのかどうかをお聞きしたいというように思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 町外に在住しております職員についてのそういった在住理由の聞き取り調査は行っておりませんが、理由としては、婚姻でありますとか、子供の就学等が考えられると思っております。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 理由として就学ということになってますけども、それだけではないと思うんですけど、いろんな病院とか、そういうものもいろいろあると思うんですけども、次に関連するので移りますけども、確かに移住については、憲法で保障されておるわけですから、義務づけることはできないというふうに思っておりますけども、今の町外の人に対して、どのようなアクションとられたのか、あるいはどのような対策を打ったのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 職員の町内の移住ということについては、これまでそういった対策をとったことはございません。議員もおっしゃられたように、憲法のほうで保障されているというような権利でございますので、今のところは対策はとっておりません。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 次に移りますけども、実際にいろんな大きな豪雨災害が起きたとき、災害が発生した場合、職員の招集等の遅れなどによって、業務に支障が出るのではないかとというようなことを心配しているわけですけども、そのようなことについて、どのように考えているんですか。出ないんですか、支障が全然。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（松浦 誠） 大規模の災害ということで危機管理監のほうからご答弁させていただきます。大規模災害発生時の職員参集についてでございますけども、災害対策本部の設置から、災害対応などの災害対策業務と戸籍、福祉などの通常業務の一部も継続することともに、行政機能の速やかな回復を図っていく必要があります。そのための計画を業務継続計画PCBと言いますけども、現在、本庁でもこの策定を進めているところでございます。職員の参集につきましては、町内に住所がありましても、当町まで50K、自家用車で約50分ぐらいかかる者もいれば、町外であっても16K程度で、通常20分程度で到着する者もいるような状況でございます。したがって、業務継続計画では、町外ということは関係なく、参集に要する距離と時間で職員の配置をして、業務に支障のないような体制とするように計画しております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 支障の出ないような対策をしているということでございますけども、距離によって、そういう集合時間帯等も調整しながらやっているということでございますけども、本当に大丈夫なんですか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

- 危機管理監（松浦 誠） 大規模な災害が発生した場合というのを想定しております。台風等々は、進路等によりまして事前に準備ができます。突然の大災害、特に直下型の震災関係になるとかと思えますけれども、そういった場合においても、早急な通常業務へできるだけ早く立ち上げるような計画が業務継続計画でございます。そのような形で皆さんにご迷惑をできるだけかけないような方法で業務を進めていきたいと思っております。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 柿原議員。
- 7番（柿原徳則） 職員は地域とともに生きておるわけございまして、地域を守ってもらわないといけないし、緊急時にはいの一発に対応できるものでなければいけないというように私は思うんですけども、やっぱりこの地域を先導していくのは、この庁舎の職員であろうというように私は思っております。そうしますと、それに対しての対応ということになると、そういうことでやっているということでございますので、次に移りますけれども、町外へ今住んでいる方で、業務以外で地域の行事、千代田はかなり祭日等土曜日等にいろんな行事されているわけですけども、その町外へ住んでおられる方のそういう地域行事の参加はどのような状況になっているのか、積極的に参加されているのか、あるいは招待があったとき、あるいは命令だけのときしか参加してないということなのか、それをお聞きしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 先ほども申しましたように、聞き取り調査等の実態の調査は行っておりませんが、例えば神楽団の活動であるとか、町外に住んでいても、そういった活動をしておる職員がおるということは伺っております。
- 議長（加計雅章） 柿原議員。
- 7番（柿原徳則） それは神楽団は一つの組織で自分たちが好きでやっているんでしょうけれども、私が言ったのは地域の行事、例えば、とんどがあるとか万灯であるとか、そういうふうな行事のときに地域外の人が参加されているのかどうかということなんですけれども。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 申しわけありません。具体的な実態調査はしておりませんので、わかりません。
- 議長（加計雅章） 柿原議員。
- 7番（柿原徳則） これは仮定の話なんですけれども、例えば年間400万の年収の人が、税収、あるいは交付金、ざっくりでどのぐらいになるんですか。教えていただきたいと思えます。
- 議長（加計雅章） 税務課長。
- 税務課長（畑田正法） 年間400万の収入の人の税収ということでございますので、税務課のほうからお答えさせていただきます。400万の収入、企業収入で試算させていただきますと、まず家庭として、夫婦と子供2人世帯、いわゆる標準世帯といわれるものですが、妻については専業主婦ということでございます。これで町民税として約8万5000円程度の町民税となります。以上です。
- 議長（加計雅章） 柿原議員。
- 7番（柿原徳則） 交付金はどうなんですか、わからないですか。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 申しわけございません。交付金というのは、何の交付金というご質問でしょうか。

- 議長（加計雅章） 柿原議員。
- 7番（柿原徳則） 1人当たりの何ぼか出ますよね、交付税。国から。
- 議長（加計雅章） 財政課長。
- 財政課長（信上英昭） ただいまの質問は、普通交付税の算定というご質問でよろしいのでしょうか。普通交付税の算定におきます基準財政需要額というものがございまして。それには項目ごと、土木費とか教育費とか、さまざまに費目ごとに内訳を国が定めております。その中に、測定単位の中で、人口を係数とするものが消防費とか公園費とか下水道費等々ございまして。その人を特定して、何人で幾らという区分けの部分につきましては相当時間をかけないと、今この場で答えるということは難しいというふうに思っております。ご了解のほどお願いいたします。
- 議長（加計雅章） 柿原議員。
- 7番（柿原徳則） そんなに私は難しいこと聞いたつもりないんですけども、国から、例えば、当初交付金は何ぼか出されるはずなんです。それに対して、1人当たり、人数で割ったら、大体1人当たり何ぼというような概算で言ったつもりなんですけども、いずれにしても、そういうものが町の財政にも影響してくると。微々たるものだろうと思っておりますけども、しかし、それは非常に財源が少ない中では非常にありがたいものであろうというように考えるわけでございますけども、そういう点からして、職員さんは、いろいろなもろもろの理由があるにせよ、ぜひとも町内へ移住していただいて、地域のため、あるいは、町長が言います、住みよいまちづくりとか言ってますけども、そういうものに職員として貢献をしていただくよう、あるいは自覚していただければというように考えるわけですけども、そういう意識づけといいますか、そういうものを啓蒙していただければというように考えております。それでは次に移ります。民間手法の活用状況ということでございまして、財政が非常に今厳しくなる中で、民間手法の活用を導入して、現状打破をすべきだというように考えております。町長の施政方針の中に、民間経営手法の導入を上げておりますけども、もっと迅速に、あるいは積極的に取り入れられるべきであると思っております。早期に取り入れられるものは取り入れ実践していただくようお願いしたい。そこで、導入状況についてお伺いしたいと思っております。過去どのような分野、どのような手法を取り入れたのか。お聞きしたいというように思っております。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 民間手法の導入ということですが、その前に、先ほどの通勤手当の上限額ということで答弁漏れておりましたので、お答えをさせていただきます。まず、公共交通機関にありましては、上限額が5万5000円でございます。自家用車等の利用につきましては4万8000円、これが上限額となっております。それでは、民間手法の活用につきましては、町民サービスの一環と向上ということで、1階フロアに総合案内の設置、職員の配置を行ってきております。また、行政は町民のためのサービス業であるとの認識から、挨拶の励行でありますとか、各所属では朝礼における声出し運動に取り組んだりしているというところがございます。今後、さらに明るく親切なおサービスの実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。また、接遇を始めとして民間企業におけるコスト意識やサービス精神など、ビジネスに係るノウハウを学ぶとともに、職員の視野の拡大と意識の醸成により、行政サービスの向上を図ることを目的といたしまして、昨年度から民間企業に職員を派遣し、研修を行っております。昨年度は3名ではございますが、3日間の期間で派遣を行っております。今年度は、若干期間を延長いたしまして、5日間の派遣ということを計画を今して

おるところでございます。そのほか、研修といたしましては、広島県自治総合研修センターにおいて、新公会計制度、営業力、簿記の基礎等の研修を受講しておるといった状態でございます。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 公会計と企業会計の研修、それを導入しようとするということわかりましたけども、その他の接遇なんかというのは、民間手法ではなくても、これは当たり前のやることであって、それを民間手法とは私は思わないんですけども、確かに会計分野においては、今回、公会計と企業会計に分けると非常に難しいところもあると思うんですけども、国は、自治体単体の決算でなく、外郭団体や第三セクターとの連結決算、これを導入するというふうに聞いてます。ある自治体におきましては、複式簿記を採用して、財務諸表の作成の準備に取り組んでいるやに聞いております。当町としては、そういう財務諸表の整備については、どのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 会計分野におけます取り組みというご質問でございますけれど、その前に、1問目の議員からのご質問で、交付税は幾らかというご質問でございますが、26年度で普通交付税の総額は63億4373万6000円を国のほうから受けております。これを単純に人口の1万9566人で割り戻しますと、1人当たり32万4222円になろうかと思えます。よろしく願いいたします。ただいまのご質問でございますけれど、本町では、地方公営企業法第2条の規定に基づきまして、現在、水道事業と病院事業につきまして、民間企業の基準と同様に、公営企業会計を適用してございます。この2つの事業につきましては、単式簿記、現金主義会計の普通会計等と切り離しまして、複式簿記、発生主義に基づく財務処理を実施しているところでございます。また、普通会計につきましても、平成21年度決算分から国民健康保険特別会計などの公営事業会計を含めまして企業会計的手法を活用した貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成することで、資産、コスト、収支などを明らかにして、これまで議会、それから町のホームページ等でも公表を行ってところでございます。そのほか、平成26年度におきましては、固定資産台帳を活用しまして、公共施設の現状と課題を分析する目的で、北広島町公共施設白書を作成しております。今後につきましては、総務省の統一的な基準による公会計新基準モデルを採用することが既に決定しております。平成29年度までに類似団体との比較や事業別コスト計算も可能となっております。本町におきましても、今後の厳しい財政状況に対応するため、新しい基準による財務書類の作成、分析に取り組み、職員一人一人がコスト意識や経営感覚を持ち、常に効率的な運営を心がけ、分析した財務書類を予算の編成時や決算時に活用してまいります。以上です。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） かなり進んでいる状況じゃないかと思うんですけども、一つは、町民にわかりやすい情報を公表するというのが目的でございますので、そこらはずいとも早期に取り組んでいただきたい。進めていただきたいというふうに思っております。次に、提案制度についてお伺いします。以前、提案制度はあるのかどうかということをお伺いしたときに、制度的なものはないけども、提案というものは、業務の中で募集しているというようなことを聞いておりますけども、今、提案制度もできてないということでございますけども、私は、提案制度は絶対につくるべきであろうというふうに思っています。人には欲求というものがあるわけですか

ら、その中で、人に認めてもらいたいとか、あるいは仕事に対する評価、あるいは自己の能力、信頼感、そういうものを得たいという気持ちは、欲求は必ずあるわけですから、またもう一つは、働きやすい、あるいは働きがいの意識を高めることが必要と思う。これを何らかの形で満たすことができるのは提案制度であろうというように思っております。それに対して、どのようにお考えか、意見をお伺いしたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 職員による提案制度のご質問でございますが、昨年度におきまして、若者定住促進対策のPTを組織いたしました。これは40歳以下の若い職員によって定住施策の提案をしていただいたところです。今現在、制度自体ございませんけれども、現在新たに職員による提案制度の検討を今行っている途中でございます。今年度中には運用を始めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） それに関連することなんですけども、先日、全員協議会で、県の事例発表会に出席したというお話だったと思いますけども、その事例発表会で、いろいろ他者の意見を聞いたりしているはずなんですけども、この北広島庁舎内でそういう事例発表会とか、事例発表というかどうかわかりませんが、やられる気持ちはないのかということを知りたい。私が勤めていたときの会社では、小集団活動の中で発表会ということあったわけなんですけども、それをやることによりまして、先ほど言いました、欲求を満たすこともできますし、あるいは他部門との競争、意識を刺激し合うということが出てきたわけなんですけども、ぜひとも、この北広島庁舎でそういう事例発表会等を開く計画、予定あるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 今、提案制度について制度設計を行っている途中ですので、具体的に事例発表会までつなげていくかどうかということは考えておりませんが、将来的には、そういった提案のプレゼンテーションであり、成果の発表といった場が持てるようになれば、これは希望ですけれども、いいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） ちょっとまた、話はそれるかもしれませんが、もう1点お聞きしたいと思います。同じく全員協議会で、研修会の参加を呼びかけていくということでありましたが、県の開催する研修会に参加するというようなことで書かれておりましたけども、私が勤めていた会社は、自己啓発のカリキュラムということで、いろんな講習、例えば接客とか接遇とか、あるいは統計表の見方とか、QC7つの道具とか、そういういろんなカリキュラムが五、六十あったんですけども、その中から、自分で選んで受講すると。それに合格すれば、全額会社が費用を出してくれるというようなことで、制度がありましたけども、地方公共団体でそういうことやっているのかどうかというのは私はわかりませんが、そういう今、若い人も結構おって、一般の企業と違うところも多々あって、そういうことがそぐなうかどうかというのはわかりませんが、やっぱり職員に対しては、そういう自己啓発できるそういう制度というものも備えていくべきであろうというふうに考えるんですが、そういうことに対して、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 自己啓発というか、研修制度の話をしていただきますと、まず、初級

研修、それから中堅研修、それから係長、管理職等の研修は、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、広島県自治総合研修センターにおいて、これは研修を受けるということになっております。それ以外にも、その職員がその研修のメニューの中から選んで自主的に研修を受けると、これは職務として研修を受けることができるというふうにしております。以上です。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 北広島町では、そういう県の主催する研修会に加わってやるということもございますけれども、それは限られたものがあるので、自己啓発といったのは、いろんなものがあるので、幅広い知識を得るために、そういう自己啓発的なことで、通信教育等のカリキュラムをつくったらどうかということで話させていただきました。今の提案制度、検討している状況でございますけれども、一つはやっぱり職員が、先ほど言いましたように引っ張っていかないとはいけません。ここの庁舎の職員が北広島町をリードしていくんですから、そういう面では、いろんな面のそういう制度をつくっていただいて、いろんなことを勉強して、リーダー的な役割を果たすということが必要ではないかというふうに思いますので、そういういろんな角度から検討していただいて、自己啓発なり、あるいは自己研さんなり、あるいはそういう町長が指定する研修会等にも積極的に参加していただいて、成長していただきたいというふうに思っております。いろいろな角度から検討して取り組んでいただきたいというふうに思います。町長どう思いますか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 民間の会社では、自己啓発というのはかなり幅広い範囲でなされておること承知をしておりますけれども、行政として、皆さんからの税金を使って、そういうような個人の資格になったりとかいう部分について、なかなか整理しにくいという部分がありまして、今では総務課長が言いましたように、業務にある程度関係するものというような縛りの中でやらせていただいているというのが現状であります。税金を使って職員研修していくというのは、若干民間とは違って、限界もあるところがあるということをご了承いただきたいというふうに思いますが、全般的に職員のレベルアップのための研修というものは、きちっとやっていかなければならないというふうには認識をしております。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） 次に移ります。今、町民の声を聞くための町長の移動対話室など、いろんな機会です。そういう意見を集めていると思います。そこで聞きたいんですけども、大体そういういろんな会合、町長対話室等におきまして、大体1回にどのぐらい件数、意見が出ているのか、お聞きしたいんですけども。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 今年度開催をしております、現在2カ所で開催をしておりますけれども、本庁と豊平支所で開催をしております。参加の件数が、本庁が3件、豊平支所が7件ということになっております。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） ちょっと失礼な聞き方するんですけども、この件数は多いと思うんですか、少ないと思うんですか。どちらなんでしょう。

○議長（加計雅章） 企画課長。

- 企画課長（山根秀紀） なかなか判断しにくい数字だと思いますけども、できるだけ多くの方に意見をいただくということは必要だという観点からすれば、もっとお話を聞かせていただきたいということもありますし、それだけ、ほかのところで意見を聞かせていただいているという状況の結果として、こういう数字であるならば、いい数字だというふうに思います。なかなかこの数字がどうなのかという判断は難しいというふうに思っております。
- 議長（加計雅章） 柿原議員。
- 7番（柿原徳則） 私は、中身をどうこう言いませんけども、件数だったら少ないと思います。例えば、これ参加する方は成人の方としても、8000人としても、0.01%ということでございますので、私は、この町長対話室というのは、別にどうこういうつもり毛頭ないんですけども、一つ私が思うのは、町長というのは、北広島町の象徴というか、顔なんです。やっぱり話づらい、硬くなるというのか、話す。そういうところがあると思うんです。これ私、なぜいかと言うと、以前会社でもそういうことがあって、慰安旅行に行った時に、社長さんから、ビールを買ってもらって物すごく感動したということもあるので、そういう象徴、顔であって、そういうものに対して、物すごく従業員というのはいれたい気持ち、社長さん物言うてくれたというような感じになってると思うんです。だから、私は今、例えばそういう中で、いろんな仕事の中で、社長が一言言うのと、例えばその部長が100回言うのと、これはそれに匹敵しますよ。そういうある意味では象徴しているんだらうと思うので、物すごく遠慮しているんじゃないかというところが私は気持ちは感じるんですが、町長これどう思いますか。
- 議長（加計雅章） 町長。
- 町長（箕野博司） そういう面もあるかもわかりませんが、ようこそ町長室というような形でやっておるわけでありまして、通常でもいろいろ皆さんおいでになって、思うところは言っていたらいいという状況もありますので、そういった面もご理解をいただきたいというふうに思います。
- 議長（加計雅章） 柿原議員。
- 7番（柿原徳則） それを試してくださいどうこう言うつもり毛頭ありませんので、確かにそういうところ、一面はあるということで、逆に、私が一つ提案したいのは、納税者をお客とみなして、質の高い、あるいは公共サービスをするために、職員全部が営業マンになって、そういう意見を聞くということは必要じゃないかというように私は思うんです。例えば今職員が300人近くおりますけども、その方が逆に1件ずつ集めれば300件集まる、2件ずつ集めれば600件になる。そういうことをやられたらどうなんかなというふうに私は思うんです。先ほど言いましたように、町長は北広島町の町長ですから、言いにくいところもある。従業員であれば、割と地域の間人だったり、そういうつき合いの中で、ざっくばらんに話せること、意見も言えるんじゃないかというふうに私は思うんですが、そういう発想で、そういう意見を聴取するということはどうなんでしょうか、可能なんか、どう思われますか。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 職員が営業マンになってということでございますけれども、住民の複雑化、多様化いたします行政ニーズに対応するためには、職員はまず住民の目線に立ってニーズを把握すると、それを施策へ反映させていくということは当然のことであろうというふうに思っております。そのために、職員みずからが地域に積極的に参画をいたしまして、町民の方とのコミュニケーション図りながら、要望等聞き取るということは大切であるというふうに考え

ます。地域課題に対しまして、職員がどのようにかかわっていくべきなのか、その方策について研究をしてみたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 柿原議員。

○7番（柿原徳則） いずれにしろ、この庁舎が元気でないと、町民もついていけないということありますので、町民をぐいぐいリードしていくような庁舎であってほしいというように思っております。先ほど言いましたように、やっぱり町民はいろいろな意見を持っています。あるいは職員も持っています。そういうものを意見を大事にして、元気のある北広島町になっていければというふうに思っています。以上で、私の質問終わります。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 先ほどの財政課長の答弁について少し補足をさせていただきます。交付税総額を単純に人口で割った額が32万4000円ということでご答弁いたしましたけれども、交付税の仕組みは、議員の皆様方よく知って、釈迦に説法になってしまうんですが、ざっくり言いますと、基準財政需要額に対して、だから、これぐらいの人口規模、面積でどれぐらいの行政需要が要るかという基準財政需要額に対して基準財政収入額という、税金等が幾らあるかと、この差額を交付税として支給されるものですので、単純に人口が1人増えたら、32万4000円増えるということじゃないということをつけ加えさせていただきたいと思えます。

○議長（加計雅章） これで柿原議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 45分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。次に、9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 9番、中村、昼一の質問ということで、睡魔に襲われるかとも思われますが、さきに通告しております2問について質問させていただきます。第1問目は、有害鳥獣対策の基軸にハンター育成をとということでご質問させていただきます。野生鳥獣による農作物の被害は、今や全国的に増加する傾向にあり、農家の暮らしに深刻な影響を与えております。当町においてもやりたい放題の有害鳥獣が広い範囲で農家を苦しめ、悩ませております。農作物の鳥獣被害防止につきましては、有害鳥獣駆除班に対策をゆだねておりますが、野生鳥獣の被害は拡大し、営農意欲を阻害し、地域の暮らしに深刻な影響を与えることから、これまで被害を未然に防止するため、餌付け行為にならないよう、生ごみや野菜くず等の田畑への放置防止の環境改善やトタン、電気柵等の周りを囲う被害防止事業、あるいは捕獲駆除や捕獲促進事業等を実施し、効果的な被害防止対策を講じながら、農業者等の健全な生産意欲の助長と支援が図られ、26年度決算におきましても1750万円の支援策となっております。そこで、今年度の取り組みについて、以下のことをお聞きいたします。まず、1点目は、有害鳥獣駆除班ごとの

年齢構成と免許、資格取得等の種別はどうなっておりますか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 有害鳥獣駆除班ごとの年齢構成と免許、資格取得の種別はというご質問でございます。本町の有害鳥獣捕獲班についてでございますが、各地域の猟友会員から推せんされ、町内4班62名で組織しております。芸北班は16名で、年齢構成でございますが、30歳代がお2人、40歳代3名、50歳代2名、60歳代7名、70歳代が2名でございます。わな猟のみの班員が2名で、銃猟のみの班員が6名、わな猟と銃猟、両取得の班員が8名でございます。大朝班については、全員で16名で、40歳代は2名、50歳代1名、60歳代7名、70歳代5名、80歳代が1名でございます。わな猟のみの班員が6名で、銃猟のみの班員が3名、わなと銃、両取得の班員が7名でございます。続いて千代田班でございますが、17名で構成されております。40歳代が1名、50歳代が3名、60歳代が11名、70歳代2名です。銃猟のみの班員が5名、わなと銃猟両取得の班員が12名でございます。続いて豊平班でございますが、13名で構成されております。40歳代が1名、50歳代が1名、60歳代が6名、70歳代が3名、80歳代が2名です。銃猟のみの班員が3名、わな猟、銃猟両取得の班員が10名でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 考えますときに、高齢者の方がかなりおられるということと、この駆除班の中で、いろいろ聞く中で、あくまでもメインは有害鳥獣の駆除という部分で捉えたときに、ある程度、年間通して、わしらこのぐらゐの駆除を目的にやりよるんで、あんたら捕るなというような話が出るというようなこともある程度聞いてる部分もあるわけですが、こういうことはもってのほかなんです、そういう駆除班ごとのそういう部分の話は聞いておられるのかおられないか、お聞きいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 捕獲班については、それぞれの各地域の猟友会にお願いして人選していただいておりますが、そういう話があるという話は聞いてはおります。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） その辺のところが一番問題であって、行政としては、あくまでも農作物の被害防止のための一つの手段として駆除班に委託しているという形の中でいくときに、年に1回あるかないかわかりませんが、4地区一緒の会議があるというような場合には、そういう声は実際に聞いておるとのことなら、なおさら、それらに対して、駆除班に理解を求めながら、目的はあくまでも農作物の被害防止という大きな目的の中で、皆さんの力を借りておるんだという理解を求めながら、そういう声が出ないように、これは要望しておきますが、ぜひとも、そういう形で、駆除班の活動そのものが町民にも喜ばれるような一つの活動になるように、ご指導のほうもよろしく願いいたします。それと昨年度も1500万ばかりの駆除班も絡めた有害鳥獣対策で費用が出ているわけですが、2点目に、各鳥獣別に報償費といいますか、そういう単価が決めているわけですが、ここらについての単価と、その報酬費を出す一つの申告といいますか、申請といいますか、その辺の事務的な手続等についてはどうなっているんでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 各鳥獣別の捕獲報償金の単価については、北広島町有害鳥獣捕獲対策協

議会で決定していただいて執行しております。単価については、イノシシ、シカについては、有害の捕獲期にあつては7000円、狩猟期にあつては5000円、キツネ、タヌキ、野ウサギにあつては500円、ヌートリア1500円、サル1万5000円、サギ類、カワウでは1500円、カラスは700円、ノバト、ヒヨドリでは500円でございます。イノシシ、シカについては、捕獲されましたら、役場に連絡をいただき、原則職員が現地で確認し、尻尾を持ち帰っております。土曜日、日曜日、祝日にあつては、写真を撮っていただき、後日尻尾とともに提出をいただき、確認しております。他の獣類については、写真と尻尾の提出、鳥類については両足の提出をお願いしております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 直接職員が確認するということですので、これは実際に銃で撃たれた場合や、その柵に入っている部分の実態という二手があると思うんですが、防護柵に入ったというようなときにはどういう方法で確認されるのでしょうか。防護柵に入っているのです、今から殺傷処分するので、行ってくれというような形になるのでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 原則、職員が現地に出向いていったときに、生きてる場合と、例えば囲い柵なり、箱わな等で捕獲されたときに、その有害獣が活着している場合と、もう死んでいる場合とがあると思うんです。その場によって、それぞれ違うと思うんですが、現地に行って、その場で尻尾を持ち帰ると、確認しているような状況でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） サルということで1万5000円ということでしたが、ここらについては、なかなか狩猟班としても取っつきにくいというような声も聞いているわけですが、実際に、サル1万5000円というような部分で、昨年度その実態にあつたかないかということと、柵に入った場合は、わな猟だけでは当然殺傷できないということで、銃の免許持っている人が殺傷しないといけないというような規定もあるようなこと聞いておるわけですが、この辺について、柵に入った場合のその後の処分というような部分についての確認といいますか、方法という部分についての指導はどのような形になっているのでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 昨年度、サルの捕獲はございませんでした。柵内のとめ刺し、いわゆる生きたイノシシなりシカを殺処分する場合、あくまでも有害の場合は、許可を受けた捕獲者が行うべきものだと思っております。中には、捕獲者から依頼を受けた駆除班で、銃器を持ってらっしゃる方が依頼を受けて、柵内の銃器使用で殺処分される場合もあるかと思ひます。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の殺処分の方法としては、銃以外の方法での殺処分も免許の中では認められているということでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） わな猟、その捕獲者がわな猟のみの場合は銃器を持っておりませんので、柵内で、例えば囲い、箱わな等でございましたら、やりのような物で致命傷与えて殺処分するというような格好となっております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

- 9番（中村勝義） 現実として、銃を持たない人で、やりで殺傷というような形での現実もあるということでしょうか。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） ほとんどの方が、やり等で殺処分されていると思われます。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） その場合の免許というのは、どういう区分けの免許になるのでしょうか。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 柵内の例えばやりでとめ刺しするというのに対しての免許等はありません。だから、わな猟で捕獲したら、殺処分するか、ご自宅で飼われるかというような話になると思うんですが、あくまでもわな猟の許可での殺処分となります。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） ちょっと確認しますが、わな猟の許可を持っておられる方は生かそうが殺そうじゃないですが、飼う以外にも自分でやりで殺しても、そのわな猟の免許があれば、その殺処分は、銃を持った人の力を借りなくても自分でできるということですね。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） そうです。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） その関連するのが、集落等で、わなをかけて入ったんだが、わしらは殺されんし、銃を持った人が、わしらがやったよというて、やってくれて、肉はみなも持って帰られたというような話も実際に聞いているところで、今のわな猟の資格を持っている人が殺されるということになると、無理に銃を持った人へ頼まなくてもいいということですので、ちょっと確認したわけですが、わな猟の許可を持っている人は、やりで突こうが何で突こうがいいということの判断でいいんですね。はい、わかりました。それと、この報償費についての単価の見直しとか引き上げとかいう形の現実にあるかないか、組織つくった所から、ずっとこうでしょうとか、合併後、4地区のバランスを考えながら改定したとか、この報償費についての現状はどうなっているのでしょうか。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 捕獲報償金の話ですが、3年前に捕獲報償金を変更させていただきました。例えばイノシシ、シカにあっては、以前は5000円であったものを7000円とさせていただいております。合併当時から全町統一的な捕獲報償金の単価で実施してきておりました。以上です。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） それでは、3点目の被害防止事業に係るトタン、あるいは電気柵、あるいは鉄柵というような形のいろいろ資材を購入しながら、この防止対策をされておりますが、これらの資材に対する補助としては、どういう形で、どういう補助規定があるのでしょうか。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 被害防止事業でございます。これは北広島町有害鳥獣被害防止事業補助金交付要綱に基づいて事業執行しております。補助金の交付内容についてでございますが、資材費の合計が3万円以上のものに対して、補助率3割、補助限度額を5万円としております。ただし、個人での設置で、資材費が30万円を超えるもの、または設置延長が500m以上の

ものについては限度額を10万円に、また、法人や営農組織での設置で、資材費が30万円を超えるもの、または設置延長が500m以上のものにあつては、補助率を4割として限度額を15万円に設定しております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 囲いわなとか、そこらの資材についての助成はないんでしょうか。全部を一緒に、金額だけで査定されているかどうか、その法人と個人で、それぞれ3割とか決まってるというのは、防護柵だろうが、囲いわなだろうが、箱わなだろうが、全ての資機材に対して、これが充当されるということでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 小型箱わなとか箱わな、囲いわなの補助については、捕獲促進事業というのがありまして、それに基づいて実施しております。ですから、先ほどの電気柵とかは、ワイヤーメッシュ等の補助金とは違います。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 事業内容は別にしても、一応捕獲資機材ということで、今の私の質問が被害防止事業に係る云々ということで質問したので、質問外の答弁になると思って、捕獲推進事業については答弁なかったのかなと思います。それでは、あえて質問いたしますが、捕獲促進事業としての囲いわな、あるいは箱わな等の助成については、あるのかないのかお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） ございます。済みません、手元にちょっと資料持ってきておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 通告制の質問ではありますが、防獣対策ということで、その事業によっては、通告がなかったのという部分で、同じ捕獲事業でも促進事業ではこうだけど、防止事業はなかったというふうな部分でなしに、もうちょっとその辺については、担当課としても事前の準備も最低限のことはしていただきたいということで要望しておきまして、捕獲促進事業については、後日回答をいただきます。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 済みません、捕獲関係の補助金でございますが、囲いわなにあつては、資材購入費の10万円以上の事業費でございますが、10分の5以内、限度額が1基当たり10万円でございます。箱わな、箱おりでございますが、製品の購入費5万円以上に対して10分の5以内、1基当たり限度額が5万円でございます。小型箱わなにあつては、購入費5000円以上に対して、定額の5000円を補助しております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） この捕獲促進事業については、貸与して要望によっては、それぞれの申請者に貸しておるということも報告の中で聞いたように思うんですが、農林課として、それなりのある程度の資機材は備品として持っておられるのか、その貸与制度があるのかないのか、ちょっと確認いたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 箱わな等の貸与についてでございますが、本年度はございません。一昨

年と昨年度、県の事業を活用いたしまして、町で箱わな等導入いたしまして、各地域の例えば農業集団なり、そういう組織に対しての貸し出しは行っております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 2年間の県の補助事業で資機材については確保したということで、法人等に貸し出しておるといことですが、それは貸しっ放しで、私が聞くのは、借りにきたら、いつでも貸してあげれるような体制ができていないかということ、今の質問では、法人へ貸してるよということでしたが、そのシーズンオフにはまた手元の農林課のほうで保管して、また申請がある場合は貸し出しますというような部分か、今の話では、法人やら申請者へ貸しっ放しでおるといような誤解を招くような返答だったんですが、確認させてください。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 箱わな等の貸し出しでございますが、一応地元のほうで、一旦貸したら管理してもらおうと、駆除、捕獲期以外については町へ戻してもらおうようなことはしておりません。あくまでも、そこで管理してもらおうということになっております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 現状は、貸しっ放しといような回答でしたが、これからどんどんどんどんそういう被害が、新しい地域で出たといときに、その資格もない、資格は当然取ってもらわないといけないですが、当座のしのぎに、買うほどのこともないんだが、貸していただきたいといようなニーズも出てくるかとも思われますし、そういう場合の対策については、やっぱり考えておられないといけないんじゃないかなと思う気もするわけですが、今後の対策として、いやそういう場合にも、町としての資機材は持ってないので、駆除班か、今まで貸している所から融通しながら使ってくださいといような形の対策だけでいいんだらうかどうだらうかと思いますが、今後の対応について、現場としてどういよう考えでおられるかお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 町内4支所あります。支所の中では、町の備品として1基なり2基、まだ貸し出してない箱わな等がございます。緊急を要するよな時には、そういう箱わなを融通し合って対応していきます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 資機材については、本所でなしに、各支所へ保管管理も任せておるといことでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） はい、そうでございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） そうすると、通告にないといことになるかもわかりませんが、支所ごとで、それらの管理、保管をされておるといことですので、この辺の実態について、どの程度の資材があつて、現状がどうだといことを把握されておるかどうか。もしか把握されておらなかつたら、後日でもいいんですが、この辺をちょっとお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 芸北支所長。

○芸北支所長（成瀬哲彦） 芸北支所からお答えします。こちらの捕獲用のわな等は、2基、3基用意されております。申請によりまして、こちらに許可を申請して、それから貸し出すよな手はずになるよなになっております。

- 議長（加計雅章） 大朝支所長。
- 大朝支所長（齋藤幸司） 大朝支所のほうも芸北と一緒に管理しておりましたが今年の場合、出る頭数が多くて、1基ほど豊平支所のほうから融通をしてもらって、今年度1基貸し出したところでございます。
- 議長（加計雅章） 豊平支所長。
- 豊平支所長（多川信之） 豊平支所におきましても同じような状況でありますけども、私の記憶では、平成26年度、数基を貸与受けたんですが、やっぱり多いということで、随時現場のほうの申請許可者に貸与するという状況であります。その中で、新たにイノシシが出るという申し出があった場合は、すぐさま貸与している申請者、管理者に連絡とって、今は大丈夫だというところの連絡をいただいて、それを充当するという方法で対応させていただいております。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 実態としては何基あるとか、どうなっているとかいうのもちょっと不透明の部分もあるわけですが、あくまでもニーズとしてはかなりあるような、各支所からの回答でしたが、農林課として、それだけのニーズがあるということになると、さらに資機材については、ある程度のストックを保管するというのも必要ではないかと思いますが、今後の対応についてどう考えておられるでしょうか。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 確かにいざという時に、すぐ貸し出せるような資機材がないとなると、実際のところ困ります。今後は、来年度以降になるかと思うんですけど、財政課等と協議しつつ、町の備品としてストックするような手だてをして対応していきたいと思います。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 次、4点目ですが、電気柵は安価で効果は大きく、農家には欠かせないものではありますが、この7月に静岡県で電気柵による感電死事故が発生しました。この波紋を多く広げておりましたが、発生までの農家へ対する指導、あるいは発生後の安全対策の周知等について、どのようにされたか、その経過をお伺いいたします。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 今回7月に静岡県において、本当に悲惨な痛ましい事故が発生いたしました。発生する前でございますが、町としては周知徹底、安全に対する周知等は行っておりませんでした。今回、このような事故が発生しまして、国から広島県を通じて、早急な安全対策の周知をするよう通知がございました。町では、7月23日にきたひろネットなどの音声告知放送と、防災行政無線による全町域の放送を実施しております。また、町のホームページへの告知分の掲載、7月30日から8月4日、きたひろネットでのスポット放送、8月に各行政区へのパンフレットの回覧配布を行いました。今後も電気柵の設置補助金申請者には、安全対策のパンフレットを送付し、周知を図ってまいります。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 北広島の広報等で周知徹底したと、発生後は、それと区長文書ということですが、実際に電気柵を設置されているという方は、当然確認されていると思われませんが、こちらについては、あくまでも対設置者でなしに、きたひろネット、あるいは区長文書等でするだけでなしに、設置者へ対して、現地に出向いて確認して、安全対策上問題ないかというような形の現地確認については、まだされていないということでしょうか。

- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 国からの通知もありまして、今回現地確認を全町域にわたって抽出調査をさせていただきました。その結果、12件、いわゆる危険だよという標識がない電気柵等を発見しております。その道路面に面したほうについては、そういう施設についても危険の看板を設置していますが、例えば山側とか、そういうところにはもう設置されていないというようなところが見受けられ、12件ほど不具合というか、悪いところがあったような状況でございます。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 電気柵については、最初申請のときは、何メートルやるとかという形での申請かとも思われますが、補助条件によって、転作の絡みとかいう部分で増えたり減ったりするわけですが、1回申請しておったら、それでいいのかどうかということと、抽出したときの12件の中に不具合があったという回答でしたが、その不手際について、事故防止のためにこういう指示をしたとか、こういう対策を取られておりますというような事後の結果といたしますか、改善命令といたしますか、その辺の指導は、どういう方法にされたんでしょうか。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 先ほども申しました12件全て注意喚起の指導等はしておりません。耕作者がわかる範囲内での連絡等させていただいております。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 今の回答では、安全対策上不安といたしますか、不備な点があるのではないかと思いますので、この辺については、あくまでも実際に静岡県で事故が起きたという現実もある中で、もうちょっと安全対策については、積極的に取り組んでいただきたいと、それがまた、農業者、あるいは地域住民の安全対策にもつながるということだろうと思いますので、この辺については、安全対策をどういう方法でやるかというような部分については内部で検討されながら、安全については十分な注意を払うような指導をお願いしたいと思います。次に、5点目ですが、有害鳥獣によって、これだけの被害が出た、あるいは、これだけの損害ですよというような報道といたしますか通知、あるいは、これだけの補助をしますというような補償も実際に聞かれますが、ここらの損害額、あるいは補償額等について、農林課のほうでの査定基準とか補助とかいうようなものが用意されておるかどうか、お聞きいたします。
- 議長（加計雅章） 農林課長。
- 農林課長（藤浦直人） 被害額査定と補償金の有無についてのご質問でございます。町では、農作物の鳥獣被害に対する補償金については制度はございません。なお、広島県農業共済組合において、農作物共済事業を実施されております。鳥獣害に遭われた場合は、農業共済組合へ被害の申告をしていただきたいと思います。また、これは共済組合からの聞き取りでございますが、昨年度でございます。農作物共済事業で、水稻にあっては、北広島町全町の話でございますが、802万2000円、麦にあっては19万3000円、大豆は、35万2000円の支払い額がされております。それと毎年町のほうで、県へ報告する被害額の試算でございます。イノシシでございますが、昨年度817万5000円の被害があった。シカにあっては55万4000円という試算をさせていただいて、被害額の報告をさせていただいております。
- 議長（加計雅章） 中村議員。
- 9番（中村勝義） 県の被害額の報告は、あくまでも農業共済の査定の数字を利用して、報告

したということでしょうか。わかりました。当然、被害額がどうだろうかという部分も回答がなかったら聞かないといけないと思っておりましたが、共済組合のほうで調べていただいて、回答いただきましてありがとうございます。次に、6点目、新たな農業へのチャレンジ事業というのがありまして、6次産業化創出という観点から考えたときに、こういう有害鳥獣の解体処理施設、あるいはジビエ加工施設というのが、この新たな農業チャレンジ事業の範疇といたしますか、事業の範囲内で適用になるのかなのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理、加工施設の整備に対する国庫の事業でございます。農林水産省が実施してます6次産業化ネットワーク交付金と同じく鳥獣被害防止総合対策交付金がございます。これらの交付金については、処理加工、流通販売に取り組む際に必要な捕獲鳥獣の加工用施設整備に対して補助がされます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） だけど、今の6次産業創出事業としては、当然これは範疇外ということで解釈すればいいんですね。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 先ほども申しましたように、6次産業化ネットワーク活動交付金というのがあります。それにも加工流通、販売等の施設整備についての補助金がありますので、先ほど議員さんが言われました6次産業絡みの、多分ほかの事業の名前じゃないかと思うんですが、今こちらで調べている中では、2つの事業がございます。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは最後の質問ですが、周りを囲み、侵入処置等の防止柵もさることながら、もとを絶つという意味では、捕獲防除こそが効果があります。そのためには、狩猟免許含めたいろいろの資格を持って活動されている方がたくさんおられますが、これらの内容といえますか、年齢構成等についても先ほど報告ありましたが、高齢者がたくさんおられるということで、後継者不足による捕獲体制の継続が難しいのではないかと思います。若い資格者を育成するといえますか、そういう意味で、若いハンターを後継者として育成するためにも支援という策も必要ではないかと思われませんが、この高齢化対策の一因として、若い狩猟の免許を持ったハンターを育成するということは考えられないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 狩猟ハンターの育成と確保についてでございますが、有害鳥獣捕獲を行う場合、狩猟免許が必要となります。昨年10月現在、町内において狩猟免許を保有されている方は210名いらっしゃいます。うち8名については、昨年新規に免許を取得されております。町では狩猟免許取得時に1免許当たり1万円を助成し、狩猟者の確保に努めています。平成25年度からは広島県において、第1種銃猟免許の取得については、捕獲の担い手となる人材確保のため免許取得助成事業が行われております。講習会の受講費用、診断書費用、保険料の経費を対象とした、対象経費の半額で最大3万円を助成するものでございます。狩猟免許を取得しまして、直ちに成果が出るとは限りませんが、有害鳥獣の個体数の減少に寄与いただければと考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今の回答では、狩猟免許を持った人が210名ばかりおるという回答でした

が、先ほど駆除班の中では六十数名ということで、100名に足りないような状態ですが、この210名と六十数名との関係を考えるときに、資格は持っているけど、全く鳥獣対策を含めた捕獲の事業といいますか、捕獲に対しては携わっておられないというのが、百五、六十名おられるという整理でいいんでしょうか。それとも協議会には入っておられないけど、210名の方は、それぞれ個人的に一つの仕事といいますか、副業としてやっておられるという分で、実際には、その210名の資格者はそれなりの活動をされておるといっていいのでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 先ほどの210名でございますけど、この中には、わな猟だけの方がいらっしゃると思います。わな猟であって、農作物に被害があるから、その地域でわなの免許を取っていただいたような方が、その地域で箱わななり、そういう設置していただきまして、個人駆除等を行っていただいている現状でございます。先ほどの有害捕獲班については、その地域ごとに組織して活動を行っていただいているものでございまして、その210名の中には、その方、有害の捕獲班の人数も含まれております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） それでは地区外といいますか、この組織には入っていないけど、わな猟等で実際にはそれなりの活動といいますか、貢献されているということで整理させていただきますが、もう1点、そういう資格者が集落におられるという場合には、その人が対応してくれるかと思いますが、それ以外の地区で、今ちょっと困ってるんだというときに、そこへ出向いて、わなをかけてあげるといふことの対応も必要ではないかと思うときに、できれば職員の者で、そういう資格を持った者がその集落へ、あるいは、家に直接行くとかいう形で、被害防止の役に立つといいですか、ニーズに応えるということも必要ではないかと思われませんが、職員が資格を持って、その箱わなは当然行政が持っているということですので、それを持って出かけてやってあげるといふようなサービスの部分についての考えはどうでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 職員がわな免許を持って、緊急の場合、現地に出向いて設置をして駆除をするということについては、まだ現在、そのようなこととはなっておりません。あくまでもそれぞれの地域に駆除班がいらっしゃいますので、その方をお願いして、その現地を見ていただいて、わなの設置等をしていただいているのが現状でございます。今後、どのように体制を作っていくかということもございしますが、現在のところ、その駆除班での対応とさせていただきます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 実は、その駆除班の対応ということでしたが、できれば、駆除班といいますか、そういう組織へ頼むのはなかなか難しいしというような方もおられますし、いや、あそこへは頼みたくないというような部分も今からも出てくるのではないかと思います。地域のことは地域で守るといふことになると、地域が一番かかわっていかないといけない部分もあるわけですが、そうならない部分もあるということの考え方をしたときには、箱わなは町にもあるんだから、ついでに出向いてあげるといふ一つのサービスも必要ではないかと思っておりますので、この辺については検討していただきたいと思っております。それでは、次の質問に移ります。地方創生元年、その認識と課題はということで質問させていただきますが、この質問については、特に今定例会では、質問が集中しておりますので、私としても重複する部分については、割愛しな

から質問させていただきますし、通告にない質問になった場合は範疇外なので、後ほど回答するという形で答えられても結構ですので、一応、地方創生元年についての質問をさせていただきます。人口減少の原因は、少子化と人口流出、この2点であります。このことは、誰もが認めるところであります。その対策として、若者が安心して住み、結婚し、子供を生み育てることができる町をつくることであります。そのためには、結婚、出産、子育て支援等の充実と、若者が安心して働ける産業と雇用基盤の再生をあわせて安心して生活できる、生活、教育環境づくりを図ることが必要であります。このことから、北広島町として、これまで人口減少に危機感を持った政策運営に取り組み、現在に至っております。この流れを変えることなく、定住対策一つにしても、それらが中心になるのが総合戦略であると私は思っております。このたび、国は全ての自治体に地方創生の5カ年計画である地方版総合戦略と人口ビジョンを来年3月までに立てよう求めています。このため、国の政策である、まち・ひと・しごと創生、の取り組みに呼応し、北広島町総合戦略と北広島町人口ビジョンを策定する必要があり、職員の中でワーキングチームを組織しながら素案を求め、基本的方向や具体的施策と目標を盛り込んだ骨子案を平成27年10月末までに策定するとして、まちづくり総合委員会のもとに着々と進められております。地方創生は、受け身の計画であってはなりません。これまでの政策運営に係る構造的な問題に果敢に挑戦し、人口減少の流れに歯止めをかけ、反転させる改革を視野に置いた総合戦略と人口ビジョンが策定されるものと期待しております。これらの策定に向けての現況と今後の見通し、あるいは課題についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 現在、まちづくり総合委員会を3回、庁内の課長級職員による幹事会を4回、同じく係長級職員によるワーキング会議を3回開催をし、北広島町総合戦略及び人口ビジョンの10月末策定に向け鋭意取り組んでいるところでございます。人口ビジョンにつきましては、重点課題の総合戦略への関連づけ、本町独自の人口の将来展望を掲げ、内容につきましては、まちづくり総合委員会においておおむね合意をいただいている状況でございます。今後、アンケートや懇話会などの結果を集計をして反映をさせていただきます。総合戦略につきましては、今後基本方針の明確な表現や基本目標ごとの重要業績評価指標、主な取り組み、事業について、さらに整理、検討してまいります。限られた時間の中で、これらの指標を具体化をし、計画を策定していくことが今の大きな課題と言えらると思っております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今回の回答では、住み続けたい町、あるいは住みたい町というまちづくりに向けて計画が進められているということでしたが、実際、総合戦略を進めていく場合に、あくまでも財政的な部分が一つ大きな問題になるのではないかと感じております。財政問題が解決しなければ、この事業もできないのではないかと感じておりますが、当初は、新交付税によって対応するということができたが、ことここに至っては、ちょっとそれも難しいのではないかと考えられますが、総合戦略と財政的な整合性は考えながらの策定か、それともあくまでも総合戦略そのものは一応戦略として、それが財政的に補償あるなしは別として考えていくというのか、その辺の部分について、今までも財政的な部分もありながら、道半ばの事業が総合戦略の中でも中心になって取り組んでいかなければならないものもあるわけですが、財政的な部分との補償は、基本的には一応除外して、どういうことで、これから5年先、あるいは10年先のビジョンなり人口創生を図るといふ捉え方をされているとか、財政的な面との関係はどうなってい

るのでしょうか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 議員が言われますように、財政的な裏づけがなければ事業はできません。しかしながら、国が今示しております地方創生、新型交付金をしっかり創設するから、各自治体はその人口減少対策をしっかりと組みなさいということで、現在計画をつくっております。しかしながら、今年度先行型で1700億円という金額ですけども、今、概算要求で示されておりますのが1080億円、しかも2分の1という状況でございます。今後5年間、どういった財政的な支援が受けられるのかということはまだ不透明でございます。しかしながら、財政的な支援は必要ですけども、町として将来これから人口減少対策に取り組むに当たって、どういった施策が必要なのかという基本的な計画を作っていくということで、当然財政の部分も検討はしますが、戦略を基本に据えて計画を作っていくということで、今取り組みをしております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 地方創生については、同僚議員がこれからも質問されると思いますので、私の質問は、これで終わります。

○議長（加計雅章） これで中村議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。11時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 59分 休憩

午後 2時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文でございます。さきに通告をしております年金と生活保護に光をというタイトルで質問をさせていただきます。景気が徐々に回復していると言われておりますけれども、公共料金や国保税や介護保険料、後期高齢者保険料など重くのしかかっている状況でございます。その一方、実質賃金は上がらず、年金も手元に届くまでにいろいろと引かれているために、幾ら入ってきているのかわからないというような状況になっています。そして、さらに年金について言えば、2カ月に1回の支給ということでもあります。もう何年にもなるわけでありまして、依然として2カ月に1回の年金支給が毎月支給に切りかわっていないという大きな矛盾というのを感じているところであります。さて、憲法論議が国会周辺でされておりますけれども、憲法25条の1項で、全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたっています。現在の生活状況や社会情勢を、これは本当に保障していると言えるのでしょうか。今回は、年金と生活保護制度に光を当ててみたいと思っています。まず、年金でありますけれども、国民皆保険と言われており、20歳以上の全員に年金加入が義務づけられています。国民年金法ができたのは1959年、今から半世紀前になりますけれども、

ども、掛金が100円、あるいは年齢によって150円というところからスタートしたわけ  
あります。受給年齢に達している人は、年金を掛けなくても年金を受け取るというふうなと  
ころからスタートしたわけであります。最近、年金の記録漏れが言われなくなりましたけれど  
も、年金のデータの流出が125万件もあったというふうなことが発覚をし、危機管理の徹底  
が必至であります。そこで、何点かについてお聞きをしたいと思いますけれども、年金加入者  
のうち、国民年金の受給者のうちですけれども、国民年金の1年間の受給額と、今度掛ける人た  
ちの被保険者数と未納者数を国、県及び町ごとにお聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） それでは町民課のほうからお答えしたいと思います。まず、国民年金の  
受取額でございますが、満額の老齢基礎年金受給額は、年間78万100円となっております。  
これは平成27年4月からでございます。次に、被保険者数と未納者数等でございますが、未  
納者については、当然町のほうでデータを持っているわけではございませんので、納付率のほ  
うでお答えさせていただきたいと思います。被保険者数が国が1742万87人、広島県が3  
4万5673人、北広島町が1998人でございます。これは1号被保険者と任意加入者の合  
計でございます。納付率でございますが、国が63.1%、広島県が67.6%、北広島町が  
75.2%となっております。これは全て平成27年3月末現在での数字となっております。  
以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 受給額は年間78万円ということであります。そして納付率が、国の場合  
で63.1%、県が67.6%、北広島町が75.2%ということでありますけれども、やはりまだ納付  
が、今は多分全員が加入するというふうになっていきつつ、もちろん法律はなっているん  
ですけれども、その中で入らないという人はいらっしゃるというふうにお聞きをしております  
けれども、それにしても、納付率がよろしくない部分が出てきている。これは最終的には年金が  
受け取れない、あるいは額が少ないということにつながるというふうに思います。その対応  
について、町で多分事務の取り扱いをしておられるということではないと思いますが、そこ  
ら辺は、例えば年金基金のほうにお聞きになったかどうか分かりませんが、これからの  
状況として、どのような方向になるかというのを先に聞いてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 年金は、納付された月数がベースになるということござい  
ますので、当然納付がされないということになれば、それだけ年金額は少なくなると。た  
だ、減免制度というものも存在をしておりますので、その減免制度を使うことによって、  
全く年金がないということは避けることができるというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 免除があるということでありまして、このたびの行政報告にも申  
請免除、あるいは4分の3の免除、半分の免除、4分の1の免除、学生免除というふうな  
ことが書かれておりますが、その免除は、今の納付率の中に当然入っていないというこ  
とであつたんですね、そのように理解をしてなかったんですが、多分今言われたので  
考えれば、そうなのかなと思います。加入手続、そして滞納者については、どのよ  
うな方策で当たっておられるのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

- 町民課長（輪田孔俊） 滞納者への対処ということでございますけれども、日本年金機構では、国民年金未納保険料納付勧奨通知書、催告状等を送付し、保険料を納めていない期間と金額、保険料の免除等申請、保険料の後納制度等の案内をされているというふうに聞いております。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） ちょっとよく理解できなかつたんでありますが、もう少しかみ砕いて答弁していただければありがたいなというふうに思います。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（輪田孔俊） 催告状を送付する中で、保険料を納めてない期間と金額がこれだけ納めてないということと、あとは保険料の免除等の申請、払えない状況があるのであれば申請免除をしてくださいと。そうすれば、今でいきますと、2分の1は、その保険料を納めたという形になりますので、それが将来的には年金額に反映されるということになりますので、そういうような形、申請免除には全額、4分の3、2分の1、4分の1というのがございますけども、そういうこと、それとあと、保険料の後納ですから、例えば学生納付特例とかいう場合ですと、それが納付されてないというのであれば、納めてくださいというような形の案内をされるということだと思います。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 免除が幾つかあるわけでありましてけども、この行政報告の中にも、北広島町で免除を受けておられる方の合計の人数が612人というふうに書かれているわけですが、それはそれぞれの収入とか、いろいろな人員構成によっても、どこかのランクに入るのかなというふうに思いますけども、それは受けるときには、それぞれの免除規定に合ったところで免除を受けておりますけども、全額掛けた人の同額の年金が受け取るということになるのですか。どうですか。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（輪田孔俊） 今の全額免除で40年間ずっと全額免除になった場合と、40年間保険料納めた方で比較すると、年金額は半分という形になります。ですから、あとは4分の3免除とかいう場合は、4分の1ほど掛けてますから、それだけが加算されていくというふうな形になるということでございます。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 年金の質問に入る冒頭に申しました年金法ができて、56年になるにもかかわらず、年金を掛けるときには、前納とか、1年間の全部を払うとか、毎月納付とかいうふうに納めるときはきちょうめに納めてください、支払いは2カ月に1回しかしませんよというのが56年間ずっと続いているわけです。これは、ある規定によってそうなんですというふうな言われ方がしますけども、今の時代、賃金にしても何にしても翌月支払いというのが仮にあったとしても、毎月支払いというのが一つのもう社会通念上の原則なんです。それがなぜか年金に至っては、2カ月に1回しか支給をしないということについて、町のほうに質問して、町が答えてもらうというのなかなか難しいことでありますが、どのように年金機構は答えましたか。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（輪田孔俊） 年金の支払い月の関係でございますけれども、以前は、年4回の支払いだったということであって、受給者サービス向上の観点ということで、平成元年の法改正によ

りまして、年6回の支払いへ変更されたということでございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 4回であったものが6回に変更できたわけです。6回が12回になぜ変更できないんですかね。というて町民課長に言っても解決はしないのはわかっているんですが、社会通念上、今の流れで本当にいいのと、年金をもらっていない人は気がつかれていないでしょうが、年金をもらわれておられる方は、何で毎月にならんのかな、毎月に分けたら、もらう数字が少ないからかというて言う人もお年寄りにはおられますけども、確かに半分になるわけですが、月々にすると半分になるわけですが、常識的に考えたら毎月支給というのは当たり前であろうと。介護保険であるとかいう高齢者については年金で引いてもいいですよと言わないでも引いてくれるわけでありますから、そこら辺が非常に勝手のいい国のシステムになってるなというふうに思うわけであります。今後、町のほうからも、しっかりと、私も先日、今、社会保険事務所と言いませんけども、そこにも言いましたけれども、18条がそういうふうに謳ってるから、だめなんですよという回答しかありませんでしたけども、そこは町のほうからもお伝え願えればというふうに思っています。年金の額も年々、先に手に入れるまでに引き算をしていただいているようでありますから、受け取り額は少なくなっているということでもあります。これから先、上がるというふうな状況もないようでありますが、本当に今、これも町民課長に言っても問題解決になるというふうには思いませんけれども、年に78万円本当に生活をしていけるのかな、一人で家を守っていくということになれば、とても今の額ではいけないだろうというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 年金額で生活できるのか、支給額というご質問でございますが、これについては回答控えさせていただきたいと思えます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） それでは、マイナンバーのことについては、先に同僚議員が質問されましたので、大体中身がわかりました。貯金に年金もマイナンバーのほうに加えられるというふうにお聞きをしたわけでありますが、これも大変なことだというふうに思えます。今、年金の一元化、国民年金、厚生年金、共済年金、船員年金、それらが一つにということになるのかわかりませんが、年金の一元化ということがささやかれていますけども、どういうことを意味するのか、お聞きをしてみたいと思えます。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 平成24年8月に成立しました被用者年金一元化法によりまして、本年10月1日から、これまで厚生年金と3つの共済年金、国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済に分かれていました被用者年金制度が厚生年金制度に統一されるというものでございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 厚生年金に集約されるということではありますが、掛金の額、あるいは負担金の額が違うということではありますが、どのようにすり合わせをしようということでしょうか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 確かに言われるように、保険料率は、厚生年金が高くて、共済年金のほうが高いということですので、それは厚生年金の保険料率に今の共済年金に入っている方の保

険料率が上がっていくということで調整されるというふうに考えております。

- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 掛金は高いほうに統一をする、支給は低いほうに統一するという流れですか。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（輪田孔俊） 年金額については、共済年金には職域加算というのが付いてたということで、その分だけ少し共済のほうが厚生年金よりも高いというところがあって、それが制度的になくなると、ただ、それに変わる制度もできるということではございますけれども、その年金額については、今まで掛けてきた保険料がベースということですので、厚生年金の額に合わせるということはないというふうに思います。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） しっかり研究はなさったんだろうと思いますけども、まだ、その先、どこまで聞かれるかなという不安もおありかと思いますが、そこから先、あまり聞かないほうがいいのかというふうに思いますが、1点だけ、若いときにずっと年金を、国民年金、あるいは厚生年金等を掛けてきたと。年金を受給をする年齢にいくまでに亡くなったという方おられますね。その方は、年金を受け取る年齢に達していないわけですから、亡くなったときに死亡一時金ということだけで終わるというふうにお聞きをしておりますが、間違いはございませんか。遺族の方に何か出るというふうなことはありませんか。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（輪田孔俊） 厚生年金の保険料を掛けていらっしゃって、配偶者の方もいらっしゃらず、両親の方もいらっしゃらずという、配偶者の方がいらっしゃれば、当然遺族年金が支給されるということになります。ですから、全く相続人という方がいらっしゃらないという場合であれば、年金が遺族年金の支給というのはないかもわかりませんが、そうでない限りは、遺族年金というのには支給されるというふうに思っております。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 今は奥さん、配偶者がおられれば、配偶者に遺族年金が出ますということでしたが、配偶者がなくて、お父さん、お母さん、兄弟という方ならどうなるのか。そしてまたもう一つ、それは亡くなった段階、例えば40歳で年金を掛けた方が亡くなったら、すぐその次の月か、次の月で出るということなのか、あるいは、その方が年金をもらえるよという年齢に達したときに出るのか、そこらいかがですか。
- 議長（加計雅章） 町民課長。
- 町民課長（輪田孔俊） 遺族年金の場合ですと、これは申請をしていただく必要がありますけども、亡くなったその時点で配偶者の方がいらっしゃれば、その方に遺族年金は出ると思いますが、ただ、その方の収入が一定額以上にあるということになれば、遺族年金の支給は停止という形になるかとは思いますが。それと配偶者がいらっしゃらない場合ですと、父、母に遺族年金は支給されるというふうに、そういう制度になっていると思います。それと支給年齢は、先ほど言われた40歳の時点で、そのときに結婚されて配偶者の方がいらっしゃって、子供さんがいらっしゃってというようなケースもあるかと思いますが、そういう場合は、その時点から支給されると、ですから60歳になってということではないということでございます。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 私もよく知らないのですが、答弁を信じる以外にないんであります。お母さん、お父さんがおられて、配偶者がいなくて、お父さん、お母さんがおられる場合に、お父さん、お母さんに遺族年金が出るというふうに今答弁があったと思いますが、私は違うんじゃないかというふうに思うんであります。ここから先は双方で研究してみましよう。それでは年金のことは、このあたりにしておきたいと思いますが、次に、生活保護制度でございますけれども、誰もが明日の生活が完全に保障されてるよというふうなことはないわけでありまして。さきの質問で出たように、年金の1年間の受け取り額が、国民年金でいえば78万円、月額が6万5000円ということでありまして。これでは生活はしんどいだろうなというふうに思います。まして、年金を掛けていないということになれば、家族の扶養になるか、あるいは生活保護制度ということの選択ということになるだろうというふうに思っています。そこで、生活保護制度の実態をあまりなかなか知る機会もないということもあります。ぜひ、制度に光を当てて受けられる、あるいは、正しく認識をするということが必要だろうというふうに思いますから、お聞きをしてみたいと思います。生活保護世帯の国、県、北広島町の世帯と人数をまずお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは福祉課からお答えをいたします。平成26年4月の厚生労働省の統計によりますと、まず、被保護世帯数、国のほうが160万241世帯、広島県が3万4137世帯、北広島町が95世帯、人数のほうなんですけども、国が215万9847人、広島県が4万8161人、北広島町が151人となっております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） この北広島町の生活保護世帯と人数は、先ほど言いました、この行政報告に、議会があるたびに数字が載っているわけでありまして。ですから、私があえて、どうしてそういう質問するかと思っておられるかもしれませんが、3カ月に1回は必ず出ているものであります。ちなみに、2015年7月、そのときには92世帯の134人でありまして、何カ月かのうちに増えているんです。それで、これは全国的にも今年の6月でありますけども、国の生活保護世帯数が過去最多の162万5900の世帯、先ほど言われましたが、それよりもまた増えているんです。そういうふうに増加傾向でございます。そしてまた65歳以上の高齢者世帯が、これは国の場合ですけども、全体でありますけども、49.2%を占めているということです。非常に生活が苦しくなっているということのあらわれなんです。生活保護世帯にならないと生きていけないという状況が今広がっています。そこら辺のところをしっかりと分析をされて、今後どのようになるのかということで、ご意見があればいただきたいというふうに思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 日本社会全体を見ましたときに、今後経済成長と労働参加が適切に進まない場合には、生活保護を受ける人はさらに増えると予想されます。また、未婚者やひとり世帯の増加に伴いまして、頼る子供さんや親戚がなく、経済基盤も弱い人たちが増えるというリスクがあるのではないかなと感じております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 今年の7月、そして今現在、少しずつ生活保護世帯は増え続けるのかなというふうに思いますけども、私は全国的に、あるいは県内に見ても、まだ北広島の方たちは、

生活保護という制度に移行するという人たちが、まだ少ないだろうというふうに私は雰囲気として感じているんですけども、それらのデータを見ながら、どういう状況なのかというのを報告できればお願いしたいと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 平成26年の4月の人口1000人当たりで比較してみますと、北広島町が1000人当たりで7.8人となります。広島県全体で見れば、1000人当たり16.96人となっております。ちなみに広島市においては1000人当たり23.48人という状況となっております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 北広島町が1000人当たり7.8人。それから広島市が23.48人ということは、今お聞きをしたことだけで考えても、北広島は1000人当たりの数字で比較をしてみても少ないのではないのかなというふうを受けとめられます。それをどのように考えるかという、この町の方たちが裕福なのか、生活保護制度を知られないのか、援助しておられるのかわかりませんが、どのように判断をすれば、今ので少ないなというのはわかりました。その状況的な判断はどう考えればいいでしょうかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 具体的な分析をしておりますけれども、考えられることとしまして、町民の方が年金制度を理解されまして、国民年金の保険料の未納が少なく、高齢年金の受給額も満額に近い方が多いと、これは国のデータでも出ております。そして2番目に失業率の低い地域であるということがあります。そして国民には生活保護を受ける権利を持っております。しかしながら、高齢の方などは生活保護を受けることを福祉のお世話になるという表現で言っておられる方もあります。これは生活保護の受給を権利としてでなくて、国からの恩恵、善意的制度として認識されていることから来るものではないかなと考えております。したがって、何とか頑張って生活していこうということで申請を拒否される方が多いのではないかなと考えております。そのほかには家屋とか田畑とか財産をお持ちの方が多くということ、同居世帯が多いこと、こんなことが言えるのではないかなと考えております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） いろいろな要因があるんだなというふうに理解をしたわけではありますが、遠慮しておられるというのもあったのかなということでもあります。状況が厳しいから、役場に行って、窓口で相談をしたけれども、そこでオミットされたというふうなことはないと思いますけれども、マスコミ等ではそのような情報を喜んで取り上げるということがあるようではありますが、北広島の場合、申請の手続、相談件数、受理、あるいは不受理の状況、過去5年間にわたって数字で示していただければと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 申請の手続は本人または家族が申請書を役場福祉課に提出していただいて、原則14日以内に決定もしくは却下の通知を行っております。保護の相談に当たっては十分な説明を行いまして、申請意思が確認された相談者には、速やかな申請の手続の助言を行っております。過去5年間の状況ですけれども、相談件数から申し上げますと、平成22年度が56件、23年度が31件、24年度が35件、25年度が28件、26年度が26件となって

おります。続いて申請件数ですけれども、22年度が28件、23年度が18件、24年度が14件、25年度が15件、26年度が9件、それから決定しました件数が平成22年度が2件、23年度が14件、24年度が11件、25年度が11件、26年度が7件となっております。それから、却下、取り下げの件数ですけれども、平成22年度が7件、23年度が4件、24年度が3件、25年度が4件、26年度が2件となっております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 相談には来られるけれども、申請をされなくなる。それから決定ということになると、また却下もありますから、いろいろな状況になっているんでしょうけれども、相談がこれだけ多いということは、やはりそれなりに生活保護制度自体利用したいというふうなこともあるんですが、申請件数が少なくなるということが説明をされたところ、ここまでのことをしなくてはならないのなら大変だなというふうに思われるのかどうなのか、そして却下というのは、行政が決めるものだろうか、取り下げというのは、逆に本人が最終的に取り下げをするということですか。そこのところ使い分け教えてください。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 却下につきましては、決定と同じように行政が行います。取り下げについては、申請者によるものとなります。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） いずれにしても、申請をされれば、14日以内に結果をお知らせするというルールがあるようではありますが、14日というと、それは言うても、その間生活をしていかななくてはならない、食べていかななくてはならないということがあるわけなんで、本当にスピードが要求されるというふうに思いますが、その辺は、もちろん14日以内というのがありますから、それはされますけれども、できるだけスピーディーにという状況はどのように克服しておりますか、お聞きをします。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 申請者の中には、きょうの食事代もないなどと切羽詰まっている場合については、速やかな手続等々を行うのも当然ですけれども、場合によっては窮迫した状態であれば、即時判断で認定するケースがあります。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） スピーディーに物事を進めていただくということであろうと思いますが、保護世帯の年齢構成、若年層、あるいは高齢層いろいろとあると思いますけれども、10歳刻みぐらいで報告をしていただければ、全体の流れがよく見えてくると思いますので、お願いします。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは世帯主の年齢構成を申し上げます。20代が2人、30代が10人、40代が11人、50代が12人、60代が35人、70代が13人、80代が9人、90代が3人となっております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 年齢層も若い層から高齢層までありますけれども、国の動向と同じように、高齢層が増えてきている。今、報告を受けました60歳以上の方たちを見ても、かなりのパーセント、60%を超えているというふうに思います。というのは、就労の機会がない、収入

がないから、何とかしなくてはというふうなことだろうというふうに思いますが、やはりそういうふうな形の手だてをする必要があるだろうと思います。この生活保護申請をしたら、先ほどありました、スピーディーにいろいろな調査をされると思いますけれども、兄弟、家族、預金、財産等の状況を把握を多分されるだろうと。それは照会をしなくてはならないというふうな、やりとりの期間が必要だろうと思いますけれども、その期間、返ってくるまで作業に入れないのか、そこら辺のところ、スピーディーにできるのかどうなのかをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 保護申請を受理いたしますと、家庭訪問による生活実態の把握、それから収入状況の把握、あるいは不動産、預貯金、生命保険等々の資産の調査、それから病状や稼働能力の確認、それから扶養調査やその他利用できる制度の確認など各種調査を行っております。いろいろ金融機関等々に照会、依頼するものも当然多くありまして、時間もかかりますけれども、原則14日以内にできるように協力をお願いしております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 調査の件でございますけれども、当然といえば当然な調査、厳しいといえば、ここまでするのかということも言えると思いますが、ここまで調査をするということになれば、決定や却下、許可に手順、随分時間かかるのかなと思っていましたけれども、そのところは克服するという状況であります。仮に認定をされれば、その後の対応、生活状況や就労の照会等があると思いますけれども、その取り組みはいかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 保護の決定後は、個々の課題を解決するべく延長方針を策定し、その自立を支援いたします。訪問調査や収入調査を実施しまして、世帯状況の変化に応じて、生活の維持向上に努めていただくよう、必要に応じて指導、指示を行っております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 実態の把握、自立の支援は大事なことでございますけれども、個々の家庭に、どこまで担当が入り込めるかという難しい問題もあろうと思いますが、その線といたしますか、マニュアルというのがあるのかしりませんが、行かなくてはならない、行き過ぎてはならないというところの部分の難しさを、お知らせがあればお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 世帯の状況に応じて、訪問計画を作っております。その計画に基づいて、定期的な訪問調査を行って、生活実態やニーズの把握に努めて、世帯の状況の変化に応じて、訪問計画や現状方針を見直し等々も行っておりますのでございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 収入を得られる就労の機会を得られて、職につき、そこで生活費が入ってくるという、そういう地域貢献も含めて、就労のあっせんというのは、福祉課のほうでもされますか。あるいは、どこかの機関に依頼をして、就労あっせんをされていますか。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 就労あっせんにつきましては、職業安定所と連携を図りながら取り組んでおります。定期的に職業安定所の職員が町のほうに訪問しまして、あっせん等々に努めております。以上です。

- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） ハローワークを通じたり、あるいは町にも求人担当している課もありますから、そこら辺もやはり利用しながら、自立に向けての取り組みをしていただくということで、また、そういうことでの成果も得られているというふうにお聞きをしておりますけども、端から見たら、若くて元気そうなのに、どうして生活保護を受けているのかなというふうなことを私も地元のほうでもお聞きすることがあるんです。誰が言い出したのかということもわからないんです。そういうふうな状況でありますけども、また一方で、社会参加が難しい、本人は就労の気持ちはあるんですけども、なかなかコミュニケーションがとれないんだというふうな気持ちの部分、心の部分がついていかんということがありますけれども、そこら辺の状況は、この申請者の中、あるいは取り組みされる中でも出てきますか。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 稼働年齢であります20代から50代の方は、外見で見たときにはわからない病気を持つとか、障害をお持ちの方が多くおられます。心の健康を損なっておられる方が増えてきておるといふ状況にあります。そのため、就労になかなか結びつかないケースや、働くことができないケースが増えてきているようです。以上です。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 生活保護世帯になって受給をしましても、過去2013年から生活保護費が3度にわたって削減をされてきたという経過がありますが、ご存じだろうと思っておりますけども、どういう流れの中で、そういうふうになったのかをお知らせください。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 生活保護制度の見直しは、定期的に検討されております。平成25年度から平成27年度で生活扶助基準の見直しがなされています。これについては、生活保護の支給水準の検証結果から、全国平均で生活保護受給者の生活扶助が一般の低所得者層の生活費の水準を上回っていることから、支給水準を引き下げることとしたもので、激変緩和策として、3年間で見直しを行っております。以上です。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 先ほども年金のところでも言いましたけれども、負担は増加をし、支給されるべきものは減額をされるという、非常に厳しい世の中になってきています。昨年お亡くなりになられた俳優の菅原文太さんは、国をおさめる人は、まずは平和でなくてはならないということが第1点、そして次には飢えさせてはならないということを強く言うておられましたけれども、やはり本当にそうだなというふうに思っています。ですから、いろいろな状況があっても生活保護費を引き下げるべきではないだろうというふうに思います。そしてまた一方で、生活保護制度を理解せずに、逸脱をした行為、逸脱とまでは言えないかもわかりませんが、目に余る行為をする人もいるやにお聞きをしていることがあります。そういうふうな状況がありますか、ありませんか。あれば、どう対処しているかということもお聞きをしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 保護決定に当たっては、不正受給等防止のため、資産調査や扶養義務者調査などの法に基づいた手続を行い、決定後には定期的に訪問し、世帯状況等の調査、生活指導、制度の十分な説明を行っております。あわせて自立に向けた支援に努めているところでご

ざいます。保護の適正実施、不正受給の防止に努めておりますけども、未支給年金収入の申告漏れや就労収入の届け出を怠ったことにより、保護費の過払いが生じ、返還請求を行い、還付いただいている事例もありますが、特に悪質な不正受給ではないと考えております。制度理解に向けた指導等々は引き続いて取り組んでまいりたいと思います。受給者の発言、行動に町民の方の誤解を招くケースがあるのであれば、厳しく指導してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 不正な受給があるとは思っていません。しかしながら、全国的に負の情報が流されているというふうな状況の中から考えると、当町でもしっかりと丁寧な取り組み、親切な対応等は必要であろうというふうに思っています。引き続き、緊張感とスピード感を持っていただくよう要請をして、トータル的な答弁をいただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） この保護制度の実施等につきましては、町民に理解していただく努力をしていかなければならないと思います。広報等々に努めてまいりたいと思っております。最近では、健康を損なっている方や、さまざまなことが重なって大きな悩みを抱えておられる生活困窮者の方々は、人に悩みが言えないとか、どこに相談をしたらいいのか。あるいは、どうせ解決しないと思いついて、自分から相談しないというケースがあるのではなかろうかと思っておりますし、また、そうした方は孤立した状況に陥っておられることもあるのではなかろうかと思っております。そこで、家族、知人、友人、社会の一人一人が悩みを抱えた人たちのサインにしっかりと気づいて、声をかけて必要な支援をつなげていく見守りが大事になるのではなかろうかと思っております。全国的に4月から、生活困窮者自立支援制度がスタートいたしました。最後のセーフティーネットにつきましては生活保護がありますけれども、第2のセーフティーネットとして、この制度ができました。その業務につきましては福祉課が担当しております。なかなか行政のみでは対応できないことがありますので、地域の中で、気づきの輪を広げていければうれしかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 先ほど、遺族年金のことで質問ございました。遺族基礎年金の場合と遺族厚生年金の場合ですと、少し違うということで、遺族基礎年金の場合ですと、40歳で亡くなったとしたときに、18歳到達年度の末日までの間にある子供さんがいる配偶者に限って、遺族基礎年金が支給されると。遺族厚生年金については、亡くなった際に、その方によって生計を維持されていた遺族ということで、配偶者または子、父母、孫、祖父母の中で優先順位の高い方に遺族厚生年金が支給されるということでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 先ほどのお互いに研究しましょうと言いました、若い時に亡くなった方が、お父さん、お母さんに遺族年金が支払われるというようなことをおっしゃったわけですが、それもこの会期中にお答えをいただきたい。私はそうではないというふうに思ってますから。いいですか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） 一元化のときの話だったものですから、遺族厚生年金の場合でいきますと、配偶者がいらっしゃらない、当然子供さんもいらっしゃらないということであれば、父母

に支給されるということでございます。ただ、父母が支給される場合は、死亡されたときに55歳以上であるとかいう条件はございますけれども、支給はされるということでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 了解しました。終わります。

○議長（加計雅章） これで梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。3時20分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 10分 休憩

午後 3時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。先ほどの梅尾議員の質問に答弁漏れがありますので、これを許します。福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 先ほど、保護決定の人数を申し上げましたけれども、訂正がありましたので、修正のほうお願いしたいと思います。平成22年度の保護決定数を2人と申し上げましたが、21人が正しい数字です。修正よろしく願いいたします。

○議長（加計雅章） 次に、1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） 1番、真倉和之です。さきに通告をしておりますふるさと納税の現状と、民間資金の導入について。2点目に、町民の健康管理の取り組みの大綱2項目についてお聞きいたします。初め、ふるさと納税の現状と民間資金の導入についてお伺いをいたします。全国的にも各県市町村において人口減少が始まり、各自治体も自主財源を求めるということが大変な時代になり、高齢化の進展により社会保障費が増加する中で、民間資金をいかに自治体に取り入れていくことができるかであります。これが私はふるさと納税だと思っております。現況ではふるさと納税だと考えております。自治体のメリットは、ふるさと納税が新たな歳入になり、たとえふるさと納税の半分をお礼のコストに当てても、残る半分は歳入になり、地元の産品を使えば、地域の経済再生となり、これを上手に生かされているのが、海の産品を生かした浜田市だと思います。7年前に始まったふるさと納税は大都市と地方の税収格差の是正が目的でしたが、むしろ明らかになったのは、ふるさと納税だけでは大都市圏と地方の格差是正は難しいという事実で、国は本気で格差是正を目指すのであれば、抜本的に財源を地方に移譲する政策が求められますが、私は、ふるさと納税に協力していただく方は、大きく分けて3点があると思います。1点目は、北広島町の出身であり、北広島町を応援したいから、2点目は、北広島町のふるさと寄附金に対するお礼品がよいから、3点目は、先祖が北広島町の出身でもあり、先祖が残した文化遺産を地域の方が守っていただいている。また、県の文化財の指定を受けている特定寄附があると思います。町長は、北広島町の4地域のふるさと会に出席され、ふるさと寄附金、あるいはふるさと納税の依頼をされましたが、その結果は、今日までどのような

か、4地域に分けて件数をお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 寄附された方の出身地域を聞き始めましたのが、平成26年4月からでございますので、これ以降の件数についてお答えをさせていただきます。平成26年4月から平成27年8月末の実績では、総件数446件のうち芸北地域出身の方が29件、大朝地域出身の方が22件、千代田地域出身の方が60件、豊平地域出身の方が22件、その他313件となっております。なお、町内出身者は、寄附件数の約28%となっております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 企画課長、私が聞きたかったのは、4月からが聞きたかったんでありますが、これは26年度から含んでおるということでありますので、仕方がありませんが、いずれにしても、昨年とは増えております。これは今年の26年度のふるさと寄附金が8月号の広報きたひろしまに載っていますが、企画課長、これはふるさと寄附条例施行規則の6条の2へ、公表の時期は、毎年10月とするというて書いてありますので、そこらのこともよく踏まえて、年度ごとに教えていただきたいというように思います。それでは、次の質問にいきます。人口減少による交付税の減少、高齢化の進展による社会保障費の増加することは待ってられません。北広島町は、今年6月議会の全員協議会でふるさと寄附金制度の変更の説明をされ、整理されましたが、ふるさと納税に対する記念品は、寄附金額の20%程度とされていますが、これを30%までに引き上げることはできないかとお伺いするとともに、今全国的に、これの競争のようになっているんです。そのことは本来の目的は外れておると思いますし、自治体間の返礼品の競争になっている側面があると言われますが、そのことは許されませんが、20~30%に上げることはできないか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 現在、贈呈をさせていただいておりますお礼の記念品の買い上げ費用につきましては、町の一般財源から支出をさせていただいております。ふるさと納税制度が納税者が寄附先を選択できる制度であり、お世話になった地域や、これからも応援したい地域の力になれる制度であることから、寄附金を募るために必要な費用とのバランスを考えると、現在の20%程度が妥当と考えております。しかしながら、寄附動機を高めるような記念品となる特産品の掘り起こしや、10万円を超える寄附者に対する記念品の金額の新設などについては検討の余地があると考えております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 例を挙げて言いますと、日本で一番お礼品をたくさん出されるところは、70%出されるんですよ。だから1万円すれば7000円出すんです。こういうような競争になってはいけないんです。これは出した人間は、3000円出したのと同じことになります。それに税の控除を受けますから、こんなことはしてはいけないと思いますが、いずれにしても、今後、ふるさと納税に対する獲得競争は全国的には厳しくなってくるだろうと、その点をいかにうちの地域の特産品を生かしていくかということについては考えていただきたいというように思います。それでは、次の質問にいきます。700年前の戦国時代に戦いに敗れて地元を去られた当時の城主の末裔の30代目が、ルーツを訪ねて突然伺われ、地元での話をされ、地元で祭りを行っていることに感動され、毎年組み立てている舞台ではなく、固定した舞台とイベント広場をつくるように多大な寄附金を特定寄附として、町を通して補助金として寄附されまし

た。ときの本会議において、地方自治法96条9項の負担つきの寄附となるという議論がありましたが、地域の総会でも監事として、同じような監査報告をいただきましたが、自分が言うことが正しいと思われるのなら、その他の方法でも議論することはできるんだと私は考えます。今年6月議会の一般質問でも、ふるさと納税の質問を聞き、残念で、このようなこともあるのかと聞きましたが、元城主の末裔30代目は、現在、会社の会長で、地元の祭りには毎年、会長夫婦、社長夫婦、今年は孫夫婦も出席いただきましたが、この会社の会長より特定寄附を町にいただいた後に、前町長とも話し合い、23年8月から毎月20万円、年間240万円のふるさと寄附金を町に振り込んでいただき、平成26年の北広島町のふるさと寄附金の約30分の1と言われますが、私が計算してみると、40%ぐらいを占めているようですが、地域の方々にもきたひろネットの再放送を聞いていただき、いろんな角度から意見を聞き、このような意見が出るようでしたら、ふるさと寄附金をしていただく方に申しわけないと、平成27年5月分をもちまして中止とさせていただきます。このことは発言の裏には責任があると、私は考えております。このふるさと納税は、5月末で中止したと、町長、担当課長には話しておきましたが、次の2点についてお聞きをしてみたいと思います。北広島町を数百年前に地域を去られた方が、ルーツを訪ねてこられ、地域のつながりを持ち、これほどの多額のふるさと寄附金をされる方がほかにおられるのか聞いてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） ふるさと寄附の寄附金額が最多の方についてのお尋ねでございますけども、寄附者及び寄附金の情報につきましては、公表を希望されない方の情報も含まれておりますので、この件につきましては、回答は控えさせていただきますと思います。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 恐らくこういう答弁が返ってくるだろうということは思っていました、私は、ほかにはないと思いますが、昨夕も電話をいただきました。横浜から電話いただきました。月に一遍ぐらい電話をしていただきます。本当にこの人は地域を、自分の出身した地域を愛していただいておりますし、てごうすることがあれば言うてくれよと、夕べも言うていただきましたが、本当にありがたいことだと思っております。次の質問いきます。ふるさと寄附金の使途は示されていますが、伝統文化の継承など、今後特定寄附があった場合、どのような対応されるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 議員が言われております特定寄附、これは、ここではふるさと寄附についてのご質問でございますので、負担つき寄附ではなく、指定寄附について回答させていただきますが、寄附に当たって、使途を示している15項目の使途の中に、伝統文化の継承の項目もございますので、その使途に沿った事業の財源として利用させていただきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 文化財の維持、修理は、教育長もよくご存じのように非常に金がかかってまいります。それと同時に、非常に地味な仕事であります。先ほど答弁いただきました15項目の使途の中に、伝統文化があるので、文化の継承についてとあるので、使途についての財源としては利用していただくことができるという答弁をいただいたと思いますが、次の質問いかせていただきます。先人が残した文化遺産は、私たちが守っていくのは当然であり、地域の宝と

して、関係機関と連携しながら、地域が元気になる要因もする必要があると思います。地域が元気になることなくして、町にも元気は出ません。ふるさと納税は、町民からいただく税金ではありません。民間資金の活用であります。報道では、平成28年より導入がいられている企業版ふるさと納税が検討されているようですが、これは法人住民税の一定額を控除するんだという仕組みで検討されていますが、これが実現されますと、個人のふるさと納税よりも会社のほうが協力しやすいということをおっしゃいます。このことについて、税に詳しい人にいろいろと相談をしてみました。まだ、決定しとらんで、詳しいことは言えないが、地域貢献をしておる会社として評価はされることはあるだろうということが、この税に詳しい人の言葉であります。平成27年度も後半に入っていきますが、ふるさと納税による民間資金の導入をどのようにPRし、進めていかれようとしているのかお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 6月に、ふるさと寄附金の制度をリニューアルをして以降、8月末までの3カ月間で、昨年1年間の寄附額を上回る600万円を超えるふるさと寄附をいただいており、制度のリニューアルの効果があらわれていると感じております。また、先ほど言われましたけれども、現在国では、企業版ふるさと納税の検討が進められていると聞いております。ふるさと寄附金を特集したテレビ番組や書籍も多く見られ、ふるさと寄附金に対する関心が高まることによって、民間資金がふるさと寄附金という形で地方に投入され、地域の活性化に大きな役割を果たすと期待がされております。全国の自治体がふるさと寄附金の募集に力を入れておりますが、本町といたしましても、北広島町が魅力的な町として選ばれるよう、全国にアピールをしてまいりたいと考えております。本町の産品のPRとなる記念品の充実はもとより、いただいた寄附金の使途についても、寄附者の方が納得していただけるような、また、次の寄附に結びつくような取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 非常に伸びてきたということ、これは町長が今年の4地区のふるさと会において、非常に熱弁を奮ってPRをしていただいたおかげは、大きく効果を奏していると思いますが、これが一時的なことに終わらんように、継続は力なりということがありますので、そのことは続けていただきたいと思いますが、北広島町が魅力的な町として、全国にアピールしていきたいとの答弁がありました。民間資金の活用ですから、しっかり、これをPRしていただきたいと思っております。昨日からの一般質問を聞かせていただいておりますが、どうも執行者の答弁の中に、はっとするような、私ら引きつけるような答弁がなかなか出てこないということは寂しく思いますが、いずれにしても前向きな取り組みをして、本当に、先ほど企画課長が申されましたように、魅力ある町をつくっていかうのではないかとこのように思います。それでは、次の質問に入っていきます。町民の健康管理の取り組みについて伺ってみたいと思っております。日本は、世界の長寿国で、女性は世界第1位、男性は3位で、医療の進歩が反映されていると言われます。今後も平均寿命は伸びる可能性があると言われております。北広島町におきましては、いつまでも高齢者が健康であることを願って、北広島町元気づくりシステム体系を構築され、健康体操を初め各種の取り組みを実施されていますが、特に健康体操は好評で、今までは家の中に閉じこもりがちだったが、健康体操に参加することで友達も増え、明るく体調のよい日を送られると話されましたが、現在、町内にどれぐらいの取り組みをされているのか知りませんが、今日までの成果をどのように評価されているのか、お聞きしてみたいと思っております。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 町民の健康管理への取り組み、中でも健康体操のことについてのご質問でございますが、保健課のほうで進めております元気づくり事業のことで回答させていただきたいと思います。元気づくり事業は、平成25年度に町内4カ所のモデル事業でスタートいたしました。現在は、町内20カ所で実施をしております。この事業は地域の集会所で週2回元気づくり体操の教室を実施するもので、半年間は指導者を派遣し、その後は、その地域の方のみで体操教室を継続をしていただくという事業でございます。現在の参加実人数は、7月末現在で430人でございます。この事業開始するとき立てた基本目標は、住民の健康度のアップ、地域のコミュニティの活性化、健康づくりを主体的に実践できるリーダーの養成、医療費、介護給付費の抑制としております。最初の住民の健康度のアップにつきましては、実施後のアンケートをとってみましたら、8割以上の方が、健康になったというふうに答えていただいております。次の地域の活性化についても、実施後のアンケートで、84%の方が、地域とのつき合いが活発化してきたというふうに答えられています。また、元気リーダーの養成では、平成26年度末で129名の方が元気リーダーになられ、各教室を運営をしていただいております。最後の医療費や介護給付費の抑制でございますが、この教室は始めるきっかけが、15年前から実施をしております三重県のいなべ市を参考にしておりますけれども、そこでは体操を継続されている住民の医療費は、参加をされていない方と比較したときに、年間で7万8000円の差があったというふうな効果を聞いております。北広島町では、実施期間がまだ2年と短いために、医療費や介護給付費についての評価は難しいのが実態でございます。今後、参加されている方の医療費や介護の認定率、給付費など動向を調査し、事業全体の評価を今後していきたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 現在まだ評価はしてないということのようではありますが、7月末で430人が参加していると、リーダーが129人おるということでありますし、アンケートの結果から、80%の方が健康になったと、それからアンケートでは84%の方が近所づき合いがよくなったということを言われてますが、そのことは、どんぐり財団のほうへ報告はしてありますか。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） この事業は、豊平のどんぐり財団に委託をして実施をしております。毎月、どんぐり財団と事業の評価、または取り組みについて検討会をしておりまして、一緒に評価をしております。また、このアンケートもどんぐり財団の方が住民の方に取っていただいておりますので、集計は、うちのほうがしておりますけれども、共有をしております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 先般、どんぐり財団の理事長と会って、いろいろと話をしたときに、町は本当にどこまでわしらが一生懸命やってること評価してくれておるんだらうか。それと、もう一つ、わしらも少ない人数の中で一生懸命協力させていただいているんだということをお話されて、全くそうだなと思ったので、そういうことはできるだけ共有しながら、しっかりつろうて、北広島町元気になるようお願いをしておきたいと思っております。では、次の質問にいけます。平成28年度の地方財政分野の素案を見ますと、地方交付税の算定方法を見直し、仕事の効率化を促す方針を掲げ、高齢化の進展に伴って、社会保障費が増加する中で、自治体が行う自治体に行政改革を求め、特に医療面では、割安なジェネリック薬品の利用率を高めた自治体への

交付金を手厚くするなど報道されていますが、北広島町で、ジェネリック薬品の利用率はどの程度だと想定されているのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） ジェネリック医薬品の利用率についてということでのご質問でございます。これは国民健康保険としての取り組みで回答させていただきたいと思います。ジェネリック医薬品につきましては、新薬と同じ、有効成分同等の効き目がありながら、薬の価格を低く抑えることができ、患者さん個人の医療費負担を軽くするだけでなく、医療費削減にも大きく貢献することが期待されていることから、本町におきましても、郡医師会の協力をいただきながら、普及啓発に努めているところでございます。現在、後発医薬品差額通知事業としまして、広島県国保連合会に委託し、レセプトにより後発医薬品に切りかえて、削減効果が高いと思われる上位4%の被保険者に対し、使用した薬剤、変更したことによる削減効果を月1回通知させていただいております。平成26年度は通知件数が2045件、削減効果額が1878万5000円となっております。普及率につきましては、数量ベースで31.99%、金額ベースでは14.17%となっております。なお、この事業費148万4000円に対しまして、国の特別調整交付金補助金が50万、県の特別調整交付金78万8000円が交付されて事業しているところでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） よく調べて回答いただきましたが、医者はどっちかといえば、ジェネリック薬品を使いたくないのが当たり前なんです。それは、僕がその人の立場になったら、客単価が落ちてきますから、非常に嫌うのは、そのことがあると思いますが、私が聞きたいのは、山県郡の医師会がどのように協力していただいておりますかということ、もう一つは、削減効果も今1800万余りを言うていただきましたし、普及率、あるいは金額ベースで言うていただきましたが、それと国からの特別調整交付金のことも言われましたが、山県郡の医師会の協力度合いはどのように課長見ておられるのか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（輪田孔俊） この差額通知を始める際、これは本町と安芸太田町も同時期にスタートするというので、郡の医師会の方と数回協議をさせていただいたところでございます。その結果をもとに、また医師会との協議というところは、まだできてないところはあるんですけども、その際の話の中で、実施した結果をもって、またちょっと話し合いをさせていただいたというのが医師会のほうからの要望ということがございましたので、これにつきましては、ある程度年間を通じた結果の効果が今3カ年分出てきておりますので、その辺をもって、また協議をさせていただければというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 課長、できるだけ医師会ともよく話をされて、ジェネリックを使っただいて、国、県から特別調整交付金をえっともらうようにご努力をいただきたいと思います。次の質問に入ります。北広島町は、町民の健康を願って集団健診に積極的に取り組まれ、成果も上がっていますが、後期高齢者の人間ドック検診に広島県後期高齢者医療広域連合より補助金をいただき、実施主体は市町で、県内7市3町が取り組まれ、安芸高田市、安芸太田町も取り組まれ、安芸高田市は、助成額が2万6000円で取り組まれています。北広島町はなぜこのことに取り組むことができないのかお伺いしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 後期高齢者の方の人間ドック検診につきましては、合併当初より受診しやすい体制を整備し、特定健診の受診者の増加を図っていくということから、町内外5つの医療機関に委託をして実施をしておるところでございます。対象者は40歳から74歳までの国民健康保険者としております。その後、町内の医療機関の協力によって、人間ドック検診でなくても医療機関検診として、基本健診とがん検診を同一日に受けられるよう、検診の体制を整備をしてきました。また、後期高齢者の方につきましては、自己負担額を無料にさせていただいております。検診での検査項目は、人間ドック検診も、その他の医療機関検診もオプションの検査項目を除きますと、ほとんど大差がございません。また、町からの個人への補助額につきましては、人間ドック検診では2万1430円で、自己負担をいただいておりますが、後期高齢者の方の医療機関検診では、基本健診とがん検診を受診された場合には、男性の方で3万3563円、女性の方で4万1714円、全てのがん検診を受診された場合でございますが、検診の料金の全額を補助しているというふうな実態がございまして、保健課としましては、人間ドック検診よりもかかりつけの先生のほうで健康管理をしていただくというふうな思いがございまして、対象者を40歳から74歳までの国民健康保険の加入者というふうにさせていただいております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 後期高齢者の検査項目は、人間ドック検診よりも医療機関検診を勧めるということですが、それだけ選択の幅は、北広島町なぜ狭いのか。そのことを答弁してください。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 後期高齢者の検診につきましての国のほうから、検診への考え方というふうなことがうちのほうに来ているんですけれども、75歳以上の方につきましては、医療機関に通院をされていない場合、生活習慣病を軽いうちに発見して、医療につなげて重症化を防ぐということが一つと、75歳以上の方の生活習慣の改善による予防効果は75歳以上の方よりも大きくないと考えられ、それよりも体重減少や低栄養、そのことによってのリスクが増すことから、日常生活での自立した生活を営んでいただいて、生活機能の低下を防ぐということを目的とするということが一つと、あと75歳以上の方になりますと、元気な方と虚弱な方というふうに身体状況の個人差も大きいことがございます。生活習慣病の予防に加えて、運動不足であるとか閉じこもり、また口腔機能の低下ですとか低栄養、認知症の予防、そういうふうな対象者の状況に応じた生活改善支援を行うことが大変重要であるというふうなこともありますので、人間ドック検診も一つの方法ではありますけれども、検診を受けてからの生活の支援について、やっぱり重要視をして生活指導していくというふうなことがありますので、医療機関のかかりつけの先生で受けていただくほうがよいのではないかとというふうに保健課のほうは考えております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） なぜ、僕がこれほどしつこうに言うかといいますと、私は過去に、町の集団健診で発見されていない。集団健診で見るのは、肺のほうは、はがきぐらいの写真しか出てきません。その中で、どうもあれでは異常がないと言うはがき持ってこられたんです。私の所へ。はがきを持ってこられたが、どうも調子悪いんで、相談に来たといつて来られましたが、その人を相談受けて、ほかの総合病院で見てくださいますと、結果はがんという診断がされ、長い

闘病生活を送りましたが、吉田病院での1日人間ドックの助成金のない後期高齢者は4万2660円です。一般の方の検診料は1万8530円で、検査料は2万4130円の差がありますが、もう一つ、ピロリ菌の検査は血液検査でわかりますが、昔は、手掘りの井戸水を生活用水として利用し、また、日本人の塩分の取り過ぎがピロリ菌の要因とも言われていますが、このことは慢性胃炎の方が多く、胃がんの発病の要因とも言われていますが、町の対応はどう進められるのか、お考えをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 先ほど議員のおっしゃった、はがきぐらいの小さなフィルムでというふうな検査ですけれども、現在は、デジタル検査でございまして、集団健診も医療機関の健診も、人間ドックの健診も同じような形で、読影というか、フィルムと言うか画像で見るといった検診に移行しておりますので、かつて、そういうふうなことがあったということは大変申しわけないと思うんですけれども、現在は、そういうふうな見落としができるだけないような方法を集団健診の方式も、医療機関検診においても、人間ドック検診においても改善しておりますので、安心して受けていただきたいというふうに思います。次に、ピロリ菌の検査でございまして、この検査につきましては、先日も新聞に出ておりましたように、ピロリ菌に感染しているかどうかという検診で、胃がんの発生率が少なくなったというふうな記事がありましたけれども、ピロリ菌は、胃の粘膜に感染して胃炎を引き起こす細菌です。検査で陽性になった場合、これはピロリ菌に感染をしているという抗体を調べる検査でございまして、検査で陽性になった場合、除菌、菌を除く除菌治療を受けることで、胃の萎縮の進行や消化性潰瘍の再発が抑えられ、胃がんの発生のリスクを減少すると言われております。血液検査で調べることが可能になっておりますので、今後は、健診委託医療機関と協議をして検討していきたいというふうに思っております。県内ではまだピロリ菌の検査をしているところはないように、県のほうで聞いておりますけれども、健診において、今後は検討していきたいというふうに思います。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 先ほどもくどいほど言いましたが、北広島町では、人間ドック検診よりか、集団健診か医療機関検診が主体で、人間ドック検診は自費でどうぞというように解釈させてもいいですね。もう一つ、ピロリ菌であります。このピロリ菌は、私もピロリ菌持ってます。これは血液検査でわかりまして、あるお医者へ相談行きましたら、1週間分の薬くれるんです。朝と夜と2回ほど4つか5つ薬が入っておりますが、飲みましたが、ピロリ菌については医療機関と協議して対応するという、いろいろと協議する、検討するという言葉が多く言われますが、いつまでに検討して結論出して答弁いただけるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（多田誠子） 後期高齢者の方の人間ドック検診でございまして、先ほど保健課の方針を述べさせていただきましたけれども、絶対にというふうなことでなく、希望者が多い場合には、今後は検討、検討というのがいつまでにとおっしゃっておりますけれども、実は、何人ぐらいというのを委託の医療機関さんに人数をお願いしている関係があるので、私が、ここでやります、来年からやりますというふうなことは、ちょっと申し上げることはできないんですけれども、委託の医療機関の担当者の方と打ち合わせ、また検討を年に1回しておりますので、その席で、75歳以上の方の健診についてもお伺いをして引き受けていただけるかどうかというふうなことについて検討していきたいと思います。また、ピロリ菌につきましては、まだ初

めてのことですので、そういう話も全く医療機関ともしておりませんので、来年の実施ができるかどうかということについて協議をし検討するというふうなことを申し上げました。以上でございます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 一遍亡くなったら、生まれ変わってこられません。できるだけ、町民の健康管理については、保健課が担当部署でありますので、それについては、しっかりと対応して考えていただきたいということを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（加計雅章） これで真倉議員の質問を終わります。お諮りします。本日は時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、時間延長いたします。暫時休憩をいたします。4時10分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 02分 休憩

午後 4時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。今回の一般質問では、町道の草刈り支援について提案し、町長の所見を伺います。今年7月、私たち日本共産党北広島支部が取り組んだ町民アンケートで、町政に力を入れてほしいことを3つ選んでもらったところ、介護保険料や利用料の軽減、国保税の引き下げや農業への支援に続き、道路や河川、生活環境の整備、そして草刈りや除雪への支援について多くの方が望んでいることがわかりました。寄せられた意見を紹介します。年をとり、腰が痛く、草刈りに出たほしいと言われても無理、これから先の草刈りは誰がするのか不安、町道の草刈りの出費が多いが、ガソリン代や手当はない。補助してほしいなど、悩みと要望が寄せられ、この声はだんだんと広がってきています。そこで、今日の質問では、他の自治体の支援制度も紹介しながら、町長の所見を伺います。そこでまず、そもそも町道の管理責任は誰にあるのか。また、この町道の草刈りの実態についてお答えをお願いします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 町道の管理責任及び草刈りの実態というご質問に対しまして、建設課のほうからご回答申し上げます。町道の管理責任ということでございますけれども、道路法を多少引用してご回答のほうをさせていただきたいと思っております。道路法によりますと、町道の保全につきましては、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努める義務があるということで明記をされております。このことから、管理者としての町は、そういった意味での保全に努める責任があると考えております。次に、草刈りの実態のご質問でございますが、現在、沿道の草刈りににつきましては、町が

行っている事業としまして、業務委託で発注をすることによって作業いたしております。作業箇所につきましては、集落を結ぶ主要な道路等、それから主に山間部を中心としたような所でありまして、交通に支障を来すような区間で実施をしております。本年度は作業延長約43Kということになっております。また、それ以外の部分でございますが、沿道の方、もしくは既存の交付金制度等を活用していただき、住民の方のご協力をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 今、実態がわかりました。交付金制度もあるのも承知はしております。しかし、先ほど紹介しましたように、現状では多くの町民が困っています。今のままで、この制度でいいのかどうか、また、町道草刈り支援、こういう制度をつくるつもりはないか、町長に伺います。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 草刈り制度支援の件でございますが、現に、先ほど議員からありましたように、労力がないと、もう実際に労力がないといったような意見があることも承知をしております。また、この状況が今後改善する見込みが少ない、それから、ますます地域住民の方が負担が増えるということも十分想定されるところでございます。それによりまして、本町におきましても、懸案課題として、現在取り組みを進めております。県内を見ましても、県の事業でもありますが、アダプト活動あります。それから市町におきましてもアダプト活動でありますとか、交付金の支援制度等がございます。現在、事務のほう進めておりますのは、これら事業、それから現在の既存の制度等もいろいろ精査いたしまして、皆さんに使っていただく上で、有効に働くような制度を現在検討進めております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 精査し、有効活用できるような制度を考えている、大きな前進だと思います。私も、全て調べたわけじゃないんですが、ご存じのない方も当然あると思いますので、2点ほど紹介しましょう。三次市では、集落組織、自治組織によって、私道の路肩を除草した場合に、1mの範囲で行う除草作業に対して、1㎡当たり20円を報償費として、1年、1路線当たり2回まで支払っています。世羅町では、この三次市の制度を見習って、3人以上で構成されている団体を認定し、町道片側延長100m当たり1000円、年2回以上実施の場合は、作業実施した片側延長100m当たり1500円、15万円を限度額として実施し、事故に備えた保険料は町が負担しています。北広島町では、先ほど町もやっているということでしたが、5%で、残りは815Kあります。これは全て該当するとは全く思いませんが、しかし環境と安全、農業を守るために、先ほど責任の話もありましたが、本来、町にしていきたいわけですけれども、しかし、それがすぐにできない場合でも、今お話のありましたように、少なくとも町民が行っている草刈りに対して支援すべきだと考えます。そう考えて実行しているということですので、ぜひ、平成28年度予算で実行できるように、住民の方からもよく聞いていただいて、いろいろな制度との絡み合い方、その規模、どうすれば皆さんが頑張っていけるかをぜひ聞いて、進めていただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。建設課長に聞いてみましょう。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 先ほど、他の市町のご紹介もありましたように、我が町としましても、

現在の補助交付金制度も視野に入れながら、また新たな制度がいいのかどうかというところもじっくり考えながら、今年度中には、その制度を予定としまして、第三者があることなので、なかなか難しいんでございますが、構築し、来年度から、それを運用できるように、現在は目標として事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） ぜひ期待をして、次の質問に移ります。町道の問題が出ました。調べてみますと、町道だけじゃないんです。草刈り等の支援だけでなく、東広島市、建設課長も調べられたと思いますけども、軽度生活援助サービスとして、おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯を対象に、草刈りや掃除、樹木の剪定、衣類等の整理、障子、網戸、ふすまの張りかえなど、ヘルパーの援助では行えない軽作業をシルバーセンターに委託した場合、利用者負担1割で、例えば草刈りや掃除は年2回、10時間まで支援をしています。来年度から運営をしたいと言われた町道草刈り支援制度を契機に、重い負担となっている農道や畦畔、河川等の草刈りや東広島市のようなお年寄りへの生活支援サービスなど今後検討していく必要があるんじゃないかと思うんです。これはぜひ町長に伺いたいと思います。どうでしょうか。お答え願います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 高齢化が進んでいく中で、こういった、今言われたのも一つの方法かもわかりませんし、また、ほかの方法もあるかもわかりませんが、いろいろ検討はしていくべきだというふうに考えております。先ほどの草刈りの部分も本来地域協議会のほうにその部分が補助金として含まれていたという部分ではありますけども、なかなか金額的に明確に示されていない、合併以降、ずっとその積算が変わってないというような問題点もあるので、そこらもあわせて協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） そういう形で、さらに広く、お年寄りが安心して暮らせるような制度の実現を求めます。次に、2つ目のテーマです。国の地方創生について伺います。このテーマは、昨日から質問されていますので、私は若干角度を変えて、国の地方創生の問題点を指摘するとともに、どうすれば地域再生につながるができるのか、提案も含め、質問を行います。昨年5月、自治体が消滅するとの日本創成会議の増田レポートは全国に衝撃を与えました。しかし、このレポートには、分析の方法に問題があると指摘する学識者は少なくありません。第1は、東京への人口の一極集中が続くとの前提に立っていること、第2は、東日本大震災のあった2011年後に活発となった若年世帯の田園回帰の動きについて盛り込まれておらず、実際に人口増加に転じた自治体があるなどの成果が全く考慮されていないことです。そこで、町長に伺いますが、この増田レポートについての認識をお答えください。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 非常に大きな話題になったわけでありまして、今言われたように、問題点もありまして、国勢調査をもとに試算をしておるんで、2010年が最後であるということで、それ以降の田園回帰傾向等が全く反映されてないという問題もありますし、この推計も一つの推計であり、こういう条件のもとで推計をしましたというものでありますので、条件が変われば当然変わってくるというふうに思っております。本町もこの総合戦略、人口ビジョンのもとになっておりますけども、最近のこの傾向はなかなか反映しにくいというジレンマがあり

まして、いずれにしましても、この今国勢調査、今年やっていくわけでありまして、その結果をまた反映して、修正すべき点は修正する等考えていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。増田レポートで言いますと、危機感だけをあおるような形になっていったんではいけないというふうに思っております。ある程度の危機感も必要かもわかりませんが、希望を持って進んでいくという視点も必要なのではないかというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） ほぼ同様の認識です。ところが、先ほど町長からお話があったように、この認識に基づいて、この間議論になっている人口ビジョン、そして総合戦略が組まれています。これを変えていこうという話もありましたので、大いに期待をしたいと思うんですけど、この人口ビジョン、素案、この前提示されましたけども、中で、北広島町はここ3年間転入者が転出者を上回り、社会増となっているとの記述があります。これについて、どのように分析されておられるのか伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 現在、過去2年間の転入者631世帯を対象に、北広島町に住み始めた理由などを問うアンケートを行っております。4割近くのご回答をいただいております。今月中には調査結果が出る予定でございます。この結果を踏まえ、社会増理由など、統計的に分析をして、まちづくり総合委員会に諮ってまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 今月中に結果、以前からも説明ありますけど、しかし10月末までにこの総合戦略を人口ビジョンと合わせてつくろうというときに、今から結果を見て判断するとなりますと、途中で9月末に大きく変えたりするようになってしまう。そうすると、まちづくり委員会も混乱するんじゃないかという気が、懸念を生じます。私なりに合併後10年間の旧町ごとのデータ、これについては、以前からの全町一本じゃなくて、4つの旧町単位で物事を見たほうが良いという話は委員会等でもしておりましたが、このデータを調べてみました。社会増の中身です。ちょっと見づらいんですけど、このグラフです。旧4町が当然4つあります。その中で、特に大朝が転入者がすごく増えてるんです。この理由は何なのかという問題もあるでしょう。転出者が減ってるんです。これは合併直後から非常に多くなってきている。転入者が転出者を上回っているのは大朝だけでなく、千代田、豊平もあります。地域人口に対する社会増の率、これは大朝が千代田や豊平の3倍から4倍にもなってます。3年間でそういうふうに広がっています。なぜ、大朝で大きく社会増となっているのか、もし見解がありましたら、お伺いしたい。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 転入された理由というのは、なかなか個々にお伺いをするというわけにもいかず、難しいんですけども、近々のうちに定住者カフェといいまして、定住された方に集まっただいて懇話会をするようにしております。大朝地域において、この会を行いますけども、その中で、定住された理由ですとか、それから、これから本町が進めます総合戦略のヒントをいただけるものと思っておりますので、現在、総合戦略を策定中でありまして、非常に大切な意見をいただけるものというふうに思っています。それをお伺いしながら、さらに具体的な施策を検討していくというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） ぜひつかんでほしいと思うんですけども、たまたまなのか、ほかに理由があるのか、私も考えました。それが全てではないと思いますけど、いろんな理由はあると思うんですが、何人かの方に伺いますと、ちょっと違うなというのがあります。1つは、大朝では、合併前から、子供たちに郷土愛、きずなを大事にして、将来、男の子は嫁を、女の子には婿を連れて帰ってこいよと言いつづけてこられたそうです。そして、その子供たちが今大きくなり、盆なんか帰ってきますと、大朝が大好きと、帰ってきたいというふうに言ってるそうでもあります。これについては、教育委員会でもふるさと教育という形で進められておられるので、これは全町に広がっていくかなと思うんですけども、もう一つは、子供農山村体験や地域の取り組みに参加した方には、大朝を好きになり、リピーターになってもらおうということで、地域ぐるみで取り組んでいるそうです。例えば空き家を探している人のことが耳に入ったとなりますと、皆さんで探すんです。この人にぜひ移ってきてもらおうじゃないかということで、どこかないんじゃないか、それは1人や2人じゃないんですよ、みんなでやるんです。そこに移住してきた方には、都会の今度は知り合いに、大朝に来てよかったよ、あんたも来なさいと声をかけているそうでもあります。先日は、空き家を探している方の歓迎会というか、そういう集まりに30人ほどの地域の人が集まったそうでもあります。さらに近年、大朝では出生数が増えています。合併後の10年間では、昨年23名で最高になっています。きっかけができれば、温かく気軽に声をかけ合い、助け合う、人と人のネットワークが大事と、その方は語っておられました。自然と環境、伝統・文化を生かすのは当然ですが、これらの資源を生かすかどうか、この要は人ではないでしょうか。北広島町にしかない人情、人のきずな、温かさ、そのための人づくり、人材づくり、これをまち起こしのキーワードとして総合戦略に加えてはどうかと思うんですが、町長の所見を伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 総合戦略の中にも人づくりという観点是非常に重要なことだと思っておりますし、どういうふうにあらわすかというのは検討の余地はあると思いますけども、昨日も少し答弁の中で言わせていただいたように、やはり一番のキーになるのは、人、今、議員が言われたように、先に入ってこられた定住者の方が、いい所だよということをいろんなメディアで発信することにより、その友人であったり、また都会の人たちが、そういう情報を見て、あつ行ってみよう、研究してみようというふうな気持ちになってもらえるのが一番大きい要素だというふうに私も聞かせていただいております。そういった取り組みが若者定住には必要だろうと思っておりますし、今集落対策、支援対策で動いておる中でも集落ぐるみでそういった取り組みをしていこうというふうな動きをしていただいております。そういった地域には、かなり若い方も入ってきやすい環境ができてくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 町長も同じ認識、きのうの答弁も聞いておりましたので、そういうふうな思いがあるんですが、わかりやすく、インパクトのあるように、北広島町には人がいるよ、こういう温かいつながりがあるよ、皆さんを迎えてるよということを、この計画の中にどんと出したほうがいいんじゃないか。そして、地域の皆さんが、この移住者を温かく迎えよう、こういう取り組みを強めてもらうよう、行政として一緒に努力していく必要があるんじゃないかなということを示しておきたいと思っております。次に、人口増の目標について伺います。どれぐらい

の人に来てもらえれば人口減少を食い止めることができるのか。ここに興味深い記事があります。昨年の中国新聞に、島根県中山間地域研究センター研究統括監の藤山浩さんが寄稿されました。何度か引用してมาすので、ご存じの方もあると思いますが、そこでは、島根県の例を挙げて、公民館区や小学校区単位では、中山間地域218の地域の3分の1を超す73地区で、4歳以下の子供の数が増えているというのが1つ、もう1つは、全体の1割に当たる21地区では、既に総人口の維持と安定、高齢化率の引き下げ、子供の数の維持、この3条件を満たしてきている。そして半数近い91地区では、20代前半の男女、30代前半の子連れ夫婦、60歳前半の夫婦の各年代で1組ずつの定住が新たに実現すれば人口は定常化する、先ほどの3条件。とのことです。地域人口の1%だけ、毎年取り戻すことができれば、人口減少、高齢化、少子化はストップできると結論づけています。しかし、ちょっと気になったのは、昨年の課長の答弁で、人口減少を食い止めることは無理というふうな答弁がありました。そういう認識を示されましたが、先ほどご紹介したように、この北広島町でも大朝では、ほぼ食い止め始めてきています。大朝地域の人口は、平成17年度は91人減です。24年度までは二十数人ずつ毎年減っておりました。しかし25年度はゼロ人、26年度は6人の減にとどまっています。この取り組みを全町に広げれば、町として減少を食い止めることができるとの確信を持つことが必要ではないか。毎年、人口の1%、約2万人ですから、200人増やすことができれば、全町で人口減少を食い止めることができる。北広島町全体では、合併後平成24年度までは毎年200人以上減少していましたが、25年、26年は、半分近い100人余りとなりました。難しそうに見えますが、あと100人頑張れば、人口減少、そう単純にはいかないのはわかりますよ、だけど食い止めることができるということ展望を持つこと。それと、もう少し小さな地域で考える。住民の人たちと一緒に取り組んでいけるように、小さな地域で考えますと、見えないことが見えてくるんです。例えば千代田の南方、これも少子高齢化で非常に悩み持っておられますけども、人口は812人です。その1%は8人、小さい地域ごとに、どうすれば、この1%の人口を増やすことができるか。目標が見えるようにし、住民と行政と一緒に考えれば、何をしたらいいか、何が必要か、イメージが湧いてくるんじゃないでしょうか。その上で、町全体として、5年間で1000人、毎年200人程度の目標を立ててはどうかと思いますが、総合戦略には、まだ目標が立っていないようですので、考えを伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 非常に心強いご意見ありがとうございます。人口が減っていいというふうには絶対思っておりませんが、まずは、基本的な認識として、そういう傾向があるということをしかりと受けとめた上で、まずは、次には、その減少を少しでも食い止める、和らげる、さらには、結果として、今言われたように、増えていく地域が出てくることによって、本町がさらにその活性化するという事になろうと思います。それをするためには施策、具体的な施策、それと今言われました具体的な数字、そういったものは確かに必要だと思います。今回の総合戦略の中では、なかなかそういったところの具体的な数字は難しいかとは思いますが、本町の人口について、いかに取り組んでいくかという中で、具体的な指標といいますか、数字として示していく必要があるというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 人口ビジョン総合戦略ではPKIでしたか、数字を、目標示さなくてはい

けないと思うんです。だから最大のきのうから議論になってますが、人口ビジョンから総合戦略、人口をどう増やすかとか、どう減らさないようにするかというのが最大のテーマですから、どれぐらいやるのかというのが一番大事なんじゃないか。だから、長期総合計画でじゃなくて、今、やはりみんなと議論していただいて決めるべきだと。先日の新聞に、現在9863人の神石高原町では総合戦略で、転入者を毎年80人迎え入れれば7000人を維持できると決めたとの報道がありました。やはり数値を町が持っているだけじゃなくて、まちづくり総合委員会や町政懇談会等含めて、どうすれば皆さんのところが止められるかということをぜひ投げかけていただいて、希望を持って進めていただきたいというふうに思います。何もしなければ人口は減ります。通告では、いろいろ質問の予定でしたが、時間の関係で絞って質問します。それでは、そういうことを、どのような推進体制で取り組むのか伺います。1つは、役場組織を挙げて取り組む総合戦略を実際に調整、指揮し、切れ目なく対策を打つのは、どの課か。例えば定住促進課などの設置が必要なんじゃないか、町長に伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 進行管理などの全体的な総括というのは、企画課の政策立案室が担うというふうに思います。それぞれの施策につきましては、基本的には、現行の主管課が所管をするものと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） まず、政策立案室でやるというんですけど、これ5年間やって、長計で10年間ですよ。政策立案室はこれだけやってるわけにいかないんですよ。現在3名です。新たな施策をどんどんどんどん打っていかなくちゃいけない。そういうときに、地域のこと、この目標について、しっかりと受けとめて、各課がやっているわけですから、横断的な、その目配りして、例えば教育委員会、これはどうですかと、ふるさと教育どうかと、また、福祉課、保健課、町民課、建設課、全部関係するんです。だから、ぜひ定住促進課等の設置が必要じゃないかと、どの課が責任を持って推進するのかがはっきりしなければ絵に描いたもちになります。ぜひはっきりさせるべきだということを強調したいと思います。次に、職員の担当地域の問題について提案します。合併して集落から町職員がいなくなり、行政が遠くなったとの意見があります。住民の信頼を高め、一緒にこの難関に取り組むため、各集落や地区を複数の町職員で担当してはどうでしょうか。町外から通っている方も含め、居住地域以外で職員が担当するんです。そして日ごろから足を運び、相談相手になり、住民の声を聞く、そして行政に反映できるようにしてはどうでしょうか。町長の所見を伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 地域協働の観点から、集落支援員の活動などを参考にして、地域のコーディネーター役としての職員のあり方を考えていく必要があると考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） それは、もう一回確認しますが、全職員の規模ぐらいでやろうという考えでしょうか、伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） これについては、今、まさに検討してもらっている状況でありまして、一遍に全職員から始めるのがいいのか、ある程度、例えば管理職程度、係長以上ぐらいから始めたのがいいのか、今、議論をしているところであります。いずれにしても、先ほども1%理論が

出ましたけども、私もこれは大いに賛成でありまして、各集落対策の中で、最終的にはこういった小学校区単位ぐらい、旧小学校区単位ぐらいになるかも知れませんが、地域の中で、目標を持って一緒に、町と一緒に運動していくというような形ができないと、なかなかこれは難しいだろうというふうに思っています。そうした中で、今は集落支援員、地域づくりコーディネーター等が中心にやっておりますけども、できるだけ職員にも広げて、そういった活動ができればいいというふうに考えてはおります。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 言われるとおり、一遍にはできないと思うんです。考える、先ほどから出てるように、町外職員の皆さんがいろいろ言われている。だけど、こういう制度を設けて、町内に入って、それでもってやっていけば、住民の人はみんな喜び、参加した職員も非常に元気になるんじゃないかと、平成22年、総務省の調査結果では、過疎地域等に該当する800市町村のうち、形はいろいろさまざまですが、地域担当職員制度を導入しているのは211市町村、26.4%となっています。ですから、こういう仕組みをつくって、地域に入って、公務員として生きがいがある、仕事がある仕事ができるというふうにして、ぜひ要請をしたいと思います。この推進体制、まだ、今考えて検討しているということですが、これをやはりはっきりと示したほうがいい。こういう方向でいきたいということですね。先ほど言われた集落支援員の活動、これどうなってるかも聞きたかったんですが、ちょっと時間がないので、聞けないんですが、その活動や支所の体制強化、これもセンターです。地域を支えていく地域づくりのセンターになるんです。その強化、さらには情報交流としてのホームページの立ち上げ、島根では、しまね郷づくりネットワークというホームページ立ち上げて、各地域の情報をそこへ載せて、どこからでも見れるというふうなことになってます。ぜひ、こういう目標というか、戦略を新たな章として総合戦略に追加する考えはないか、伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） いろいろご提案いただいてありがとうございます。検討させていただきます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） ぜひ検討してほしいんですが、やはりこの機会に国に対して、北広島町はここに預けたんだと、ここがチャンスなんだということを訴えていったほうが得だと思うんですよ。しっかり明記すべきだと思います。それで気になるのは10月末までの策定です。そこにつければ、1000万円上乗せがあるかという話もありますが、でも、この前のまちづくり総合委員会ではたくさんの意見が出されました。これはしっかり議論しないと、やはり中途半端なものになってしまうだろうと。全国で10月末までにやろうとしている自治体は44%、4割ちょっとです。残りは今年度中、県内でも23市町村のうち18市町村が10月末ですけれども、やはりしっかり議論して、そして実効あるものにしようというふうにしていきます。どうですか。10月末までじゃなくて、12月末か、今年度末までに延期することも考えてはどうか、町長の考えを伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） この計画については、予算措置については、まだはっきりしないところもありますけども、10月末を目標に、これまでも取り組んできましたし、そこを目標に作成をしていきたいと思っております。当然、また見直しもできるというふうに思っておりますので、

そういう計画どおり進めさせてもらいたいと思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） この段階では、延期するとありませんでしたが、しかし中途半端ではしょうがないので、見直しもできるとは言いますが、これでいくというものを出してほしいということで要請をしておきます。次に、連携中枢都市圏構想というのが突如降って湧いてまいりました。なかなか中身がよくわからないというのがあるんですが、北広島町を含む連携中枢都市圏構想である広島広域都市圏が本当に地域再生につながるのかどうか伺いたいと思います。連携中枢都市圏構想とは、中核となる都市が周りの市町と連携して、肩がわりして事務事業を行い、これまでの市町村それぞれが全ての公共サービス、公共施設等整えるというフルセットの行政から、公共施設、行政事務事業を広域化、集中して財政負担を軽くしようというものであります。なかなかイメージ湧かないので、議員の皆さん資料があると思いますので、コピー出しませんでした。住民の皆さん、広島市が中心です。北広島町、広島県の中で9市8町が加わる予定です。山口も2市5町が加わる予定、この11市、13町が広島市とおのおのが連携協定を結んで46の事業について、どのようにしていくかということを決めるのが連携中枢都市圏構想です。そこで、まず町長に伺いますが、この連携中枢都市圏構想に対する所見を伺います。また、その進捗状況と今後のスケジュールについて説明を求めます。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 連携中枢都市圏構想でございますが、広島市との連携協約に基づいて、圏域全体の経済成長の牽引、高次都市機能の集積強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上、この3点を具体的に取り上げ、地方創生の一環として推進するものでございます。市と連携することで、町に恩恵がもたされるよう、協議調整をしてみたいと考えております。現在、広島市との間で、項目ごとに事務レベルで協議調整を行っております。来年2月の首長会議を経て、同3月の町議会において、連携協約の締結議案を提案をさせていただくスケジュールであり、この時期までには調整後の具体的な協定内容についてご説明を申し上げたいと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 来年の2月までには進めると、町民の人、ほとんど知ってませんよ。今、我々も必死になって勉強しているような状況でして、だけど、これは議会議決が求められます。各議会です。それでは、ちょっと深めますが、この広島広域都市圏についての北広島町にとってのメリット・デメリット、その理由を伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） まず、メリットとしましては、広島市が持つ人材や情報、研修の機会などの共有、大都市圏への共同の観光PR、医師の確保や公共交通網の充実強化などスケールメリット的なものがあり、創業支援など、既に町が取り組んでいる同様の事業につきましては競合しないよう調整をしております。また、デメリットが考えられる事業につきましては、協定しないことを前提として協議をしていきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 幾つかメリットがありましたけど、まだ、よく見えないんですよ。今、北広島町で最大の、大きな問題である医師の確保、これについてもありますが、この事業見ますと、医師を派遣しようというのは救急医療体制では連携があります。看護師もあります。しか

し、医師というのは女性の医師、女医さんが、今やめている、資格を持っている人が復職してもらって、それでもって確保していこうというのはありますが、一般的な医師確保を広島市が責任持ちながらやっていきたいと思いますという言葉がないんです。本当に来てもらえるのかどうか、その確信がすっきり見えてこない。当然デメリットになることについては事業には協定結ばない、当然のことです。もう一つ、不安なのは財源です。今言われた経済成長の牽引、これに19事業、高次都市機能の集積強化7事業、この26事業に対して、広島市には、圏域人口200万ちょっとですけど、そうして考えますと、毎年2億から3億円の普通交付税が交付されます。特別じゃないですよ、普通交付税、ずうっと出すんです。さらに生活関連機能サービスの向上20事業に対して、毎年1億2000万円の特別交付税が上乘せ交付される。そういうふうになっています。ですから広島市は、人口規模からいけば、多いかどうかはあるんですが、きちっとした交付税がない。うちがどうかとなりますと、周辺の連携市町には、1市町村当たり上限1500万の特別交付税しか交付されないんです。心配されるのは、この連携が進めば進むほど、周辺市町はコンパクト化が進み、身近な住民サービスが低下して、地方自治体の衰退が加速するんじゃないか。実質的に新たな合併と道州制に進んでいくのではないかとの懸念も広がっています。その狙いを露骨に示している表現があります。昨年の日経新聞に大磯小磯という欄があるそうですが、吾妻橋という名前で、こういうこと言ってます。非常にはっきりしています。中山間地を手入れ不要な自然林に戻し、大規模農業を目指す、今後の高齢化社会で、人々が分散して生活しては病院や介護のネットワークが間に合わない、むしろ医療や介護サービスが充実している都市部の高層住宅に高齢者を誘導する必要がある。ですから人口が入るのじゃないんです。どんどんどんどん広島市に北広島の人が便利になればなるほど、ネットワークがつくられればつくられるほど、人口は広島市に集中していくんです。そういう懸念があります。これは政府のいろんな機関のメンバーも言っております。結局広島市ばかりがよくなり、北広島町が医療や介護施設を充実させようとしても、連携しているだから、広島市の施設を利用したらいい、お金は国は出さないよと、今まであったものを。そうなる可能性が、懸念が指摘されてます。そこで伺いますが、連携した事業の分野の交付金が減らされる、交付税が減らされるんじゃないかという心配がありますが、そういうことはないかと断言できるかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 現時点では詳しい確定的な情報というのはつかんでおりません。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） いいように見えて、金の裏づけがない。結局広島市がよくなる。先ほどデメリットがある場合は連携協定結ばないとありました。これはいい選択だと思います。それで、この国言いなりで、安易に連携協定を結ばれた場合は、サービスの問題ですが、交付税も減らされる、最悪の事態になりかねない。先ほど言いましたように、この連携中枢都市圏構想は、道州制の地ならしであり、北広島町が進めている総合戦略とは全く逆行、矛盾するものです。一緒にしてはいけない。北広島町の人口減少を食いとめ、農業と自然を守り、人も地域も元気にすることが重要であります。広島広域圏に加わるかどうか、慎重に判断し、結論を出すべきではないか。最後に伺いたいんですが、町長の考えを伺います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） この広島広域都市圏中枢都市構想、これについては、まだまだ吟味が必要な

状況だというふうには思っておりますが、北広島町にとっても、メリットのある部分はあるわけでありまして、そういったところは連携しながら、デメリットがあるところはきちっと主張していきたいというふうに思っております。いずれにしても、本町の将来のためになるような形で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 連携協約を結ばないと心配かなと思うかもしれませんが、これまで以上に県と一体となって事業を進めていけばいいんですよ。広島市ではないところと。そういう点も選択肢です。最後に1つ紹介します。私たちが取り組んだ、先ほど紹介しました町民アンケートに、移住してきた30代の男性会社員から、次のようなご意見が寄せられました。物価や税金が高く、暮らしが苦しい、国保税や町民税が高く、何のために仕事をしているのかわからない。いくいくは兼業農家になろうと思っておりますが、今のままでは考えなくてはなりません。毎月給料をもらいますが、4分の1以上が税金でなくなるのはおかしいと思います。今では、千代田に来なければよかったと思います。その本当に深刻なご意見です。田舎に憧れ、農業をやっていこうと、北広島町に若者が移住してきても、税金などの負担が大きければ、暮らしは苦しいばかりです。これでは希望は失われ、定住に結びつきません。こんなことなら、来なければよかったと言われることがないように、今後の戦略をしっかりと考えていく必要があるということ強く求めて、一般質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで美濃議員の質問は終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明11日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会といたします。  
なお、11日の会議は10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 58分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~